HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	日本自動車産業と総力戦体制の形成（十）
著者	大場，四千男；OHBA，Yoshio
引用	開発論集(110)：(1)-(43)
発行日	2022-09-30

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

日本自動車産業と総力戦体制の形成（十）

大　場　四千男*

目　次

一章　ヒットラーとドイツの大衆車構想
二章　日本の「大衆車構想」
三章　満州事変と陸軍の自動車政策
四章　昭和期満州事変の自動車部隊編成と国産自動車の脆弱性（第101号）
五章　商工省・鉄道省の自動車政策（第102号）
六章　総力戦体制の再編成と満州支配（第103号）
七章　第一次世界大戦の総力戦と日本陸軍の総力戦構想（第104号）
八章　軍用自動車補助法と軍用自動車の満州事変への動員（第105号）
九章　軍用自動車補助法の改正と輸送革命（第106号）
十章　国防国家と総力戦体制（第107号）
十一章　長期的分析論とその課題
1　自動車製造事業法は何故制定されたのか――問題提起
2　長期分析論における人口論
(1)　江戸時代の人口問題と家族形態
(2)　資料「彦根大洞弁財天建立鳥目寄帳」前半（第108号）
(3)　資料「彦根大洞弁財天建立鳥目寄帳」後半
(4)　江戸時代初期における農業経営形態と家族形態
(5)　祠堂金と徳川幕藩体制

(5)　祠堂金と徳川幕藩体制

序　本稿の課題と世田谷二十ケ村の祠堂金について

前稿では世田谷二十ケ村が彦根藩伊井家の支配村落として編成されると、彦根藩は世田谷村の豪農であり、且つ大場家の本家から分家した大場市左衛門家を代官として就任させ、六代目迄代官役を代々世襲化させた。

彦根藩は元禄八年（一六九五年）に四代目藩主伊井直興が就任するや、近江大洞に弁財天堂を日光の東照宮を模して造営しようとした。この建設資金は奉加金＝祠堂金の名目銀を募集し、この資金集めに世田谷二十ケ村も対象とした。奉加帳には鳥目として名目銀を投じた六千二百二拾七人の村落別氏名を記載している。更に、この奉加帳は家族構成、男女別、及び身分別（下人男女）の記録をもともなっている。

こうした祠堂名目銀の記録は、同時に、世田谷二十ケ村の豪農下人経営とその家族構成との歴史的な結合関係を表わす原資料ともなる。それゆえ、前稿では、この「彦根大洞弁財天建立鳥目寄帳」を掲げ、その歴史的資料として全文を掲げた次第である。

*（おおば　よしお）北海学園大学開発研究所特別研究員

この弁天堂の建設資金を祠堂名目銀として広汎に集金する撤収方法は江戸時代の寺社における災害・火災からの再建策として関西、とりわけ大阪を中心に採用され、寺社、宮の経営を強靭化するのに大きな役割を果していた。寺社の安定的経営は徳川幕藩体制の確立基盤である士農工商の身分的家制度を民族宗教の檀家に編入することで、キリスト教禁止の大義を全国的に展開する契機となったのである。と同時に、寺社経営は宗門改帳の作製を通して全国町村の人口を国民として統一的に掌握する町村の戸籍役場としての機能すると同時に、全国の末端にまで徳川幕藩体制の宗教政策を推進する行政機構の役割を果たした。それゆえ、徳川幕藩体制はこうした宗門改帳の全国的実施を通して神仏習合の確立を計り、さらに天皇制をも内包する宗教政策を確立するのである。まさに、徳川幕藩体制は寺社経営の安定化とその推進とによって伝統的民族宗教と軍事力＝武威との結合によって純粋封建的国家として発達することを可能にされるのである。次の図表-1は徳川幕藩体制の歴史構造を現わし、全体像を表示するものである。

他方、世田谷二十ケ村の代官は分家の大場市左衛門家から七代目の本家に養子となる大場弥十郎へ引き継がれることになる。そして、大場弥十郎代官を苦しめたのは彦根藩伊井家の関東における菩提寺となる豪徳寺の祠堂金貸付による金融的負担の大きさであり、災害、飢饉そして不作による危機的破産を加重化されることで世田谷二十ケ村を再建することが新しく代官となった大場弥十郎の新しい歴史的任務として課せられる。

ここに、本稿の課題となる大場弥十郎代官の世田谷二十ケ村再建策が提起されるのである。と同時に、徳川幕藩体制も八代将軍吉宗の時に、大岡忠相江戸町奉行の働きによって律令体制の画期的発展を迎えるのである。が、火災、災害、飢饉そして不作等が徳川幕藩体制の農本主義を衰退させ、米価高騰と貨幣改鋳によるインフレーションとによって、農民一揆、米屋襲撃・打ち壊し等を全国化させる。そして、欧米からの貿易を求める要求が年々強まり、とりわけ、中国での阿片戦争による植民地化は日本の薩摩・長州藩の尊皇攘夷に火をつけ、王政復古への道（＝明治絶対主義）を新しい政治

図表-1　徳川幕藩体制の歴史構造（国家家族共同体）

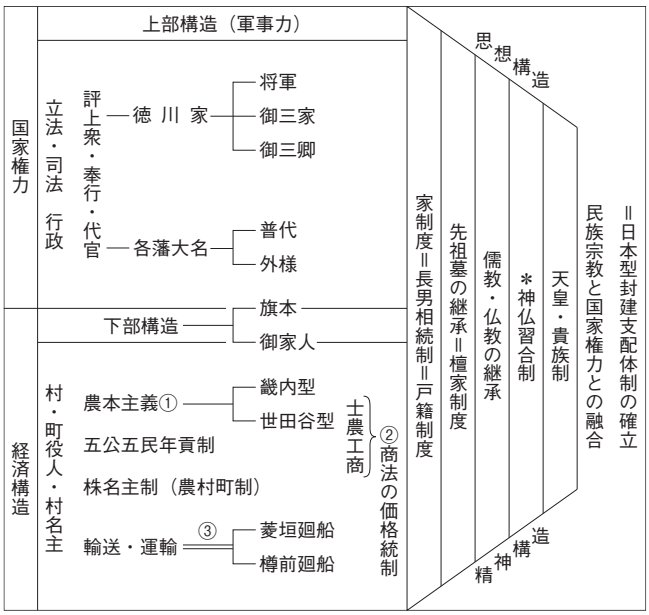

スローガンとして登場させる契機となる。

八代将軍吉宗から十五代将軍慶喜までの徳川幕藩体制の中期から後期への移行過程は破乱に富んだ衰退過程のジグザグ道の歩みとなる。田沼意次の商法は徳川幕藩体制の経済体制を確立するのに大きな役割を果たす。すなわち、徳川幕藩体制は吉宗の律令体制の確立によって法治支配の礎を固めるが、しかし、商法の経済秩序と価格安定政策とを欠落させていた。この経済政策での脆弱性を解き放ち、経済基盤を強靭化したのが田沼意次による株仲間の問屋制度（ギルド）への導入とその確立である。こうした田沼意次の株仲間・問屋制の導入は商品経済の安定価格と商品取引の利益（口銭の収入）とを保障し、カルテル価格の全国的発達を育くむのである。かくて、田沼意次による株仲間・問屋制度は士農工商の経済基盤を確立する経済政策として機能し、商法による経済政策として定着する。次の松平定信は倹約と帰農主義を強化し、また、飢饉への備蓄米制度を奨励した。しかし、松平定信は農本主義の衰退と米価高騰とによって没落する零細農、農村から都市への雇傭労働者群を人足寄場、或いは佐渡金山への坑夫として取り込み、近代的自由労働制を導入しようとする。この近代的自由労働制は資本の本源的蓄積過程の先駆的形態として展開するが、ここに封建制から資本制への移行を促す形となる。明治時代に入り、この近代的自由労働制は留岡幸助によって囚人労働への職業訓練を導入し、資本主義企業への雇傭労働を育くむ役割を果す。

松平定信が倹約制度を採用したが、より一層強化しようとしたのは天保の改革推進者である水野忠邦である。水野忠邦は松平定信の近代的自由労働制に対応する近代的商法の推進を最大の改革課題とし、田沼意次の改革成果である価格カルテルの統制組織である株仲間・問屋制度を解体し、代りに自由競争の近代的経済組織を導入しようとする。このため、米価騰貴と物価急騰は徳川幕藩体制の崩壊原因となり、全国に米騒動と打ち壊し運動を広める原因となった。こうした全国への倒幕運動は徳川幕藩体制の経済政策、とりわけ商法による士農工商の経済基盤（米価と問屋のカルテル価格統制との連動）の崩壊の中から拡大していくのである。

他方、イギリスの清国における阿片戦争の影響は政治的に徳川幕藩体制の崩壊へ導く導火線となり、孝明天皇と将軍家茂との対立、そして公武合体運動は王政復古としての天皇絶対王政を育くみ、武士道に依拠した徳川幕藩体制の軍事力の脆弱性を露呈させるのである。王政復古が神仏習合を禁止して廃仏毀釈運動を起こし、神道を民族宗教とする新しい宗教国家の建設に入り、ここに明治維新は神道と藩閥＝軍事力との結びつきによる新しい絶対王政へと歩み始めるのである。

以上のように、徳川幕藩体制は吉宗の確立期から明治維新まで、つまり、１７４５年（延享二年）から１８６８年（明治元年）への１２０年余りにおいて大阪の経済体制に支えられて発展するのである。この徳川幕藩体制の中において吉宗から慶喜までの後半期において経済の中心を成したのは大阪である。大阪は日本全国の中心経済都市として確立し、政治の中枢都市である江戸と二本柱を形成する。したがって、経済都市の大阪を支えたのは㈠畿内を中心にする農村工業の発達であり、具体的には木綿工業、油産業、酒造業を三位一体とする製造業の発達である。第二にこれら木綿、油、酒の原料を全国から大阪へ供給するため、大阪の問屋・仲買によるこれら

供給生産者（農村の織元・油屋・酒造業者）への資金の前貸しによる供給源の獲保である（前期的資本及び高利貸資本の貸付・融資）。第三に、大阪は主要に九州、四国そして中国から廻送される大名米を堂島米市場で入札し、米代金に代える全国唯一の米取引による為替両替店を発展させ、全国の金融市場の中心地として発達するのである。この大阪での為替両替店の発達は、大阪の銀貨が江戸の金貨を凌駕することとなる。こうした日本での銀貨優位制は幕末において外国貿易の取引の中で安い金の大量流出を生じさせ、その後の日本経済の不安定性要因となる。大阪の銀貨経済とその繁栄は大阪を金融市場の中心地に位置づけ、日本全国の商品取引、金融取引の中枢地に据える。と同時に、大阪の金融市場は全国的な寺社の名目銀市場と化し、全国の寺社から祠堂金、富興行、勧化、貸付金等の金融市場として発達するのである。したがって、大阪の金融市場は全国の寺社の名目銀市場を内包し、寺社の経営を支えることとなる。それゆえ、第四に、大阪が全国の商品流通の中心地として発達する要因となったのは全国から大阪に集まる商品を樽前廻船と菱垣廻船とで江戸廻り荷物として発送したからである。大阪の二十四組江戸積問屋は江戸十組問屋からの注文を受けて綿、油、木綿、砂糖、鰹節、銀、紙等を送り、さらに貸金まで世話をし、金融市場を背景にする信用を供与して商品取引の拡大に力を注ぐのである。

以上のように、大阪は日本全国の流通市場の中心として、さらに江戸廻り商品の供給基地として全国経済の循環運動を信用力の融資で展開させるのである。しかし、大阪は水野忠邦による天保の改革から株・問屋制度の廃止、さらに、江戸廻り荷物の兵庫津への移行、畿内農村工業の発達等によって漸次衰退へ向かうのである。

こうした大阪経済、金融市場の衰退は寺社経営の鼎（かなえ）となっていた祠堂銀、富興行、貸付金等の縮少から勧化、札配布への移行となり、寺社経営を危機に陥し入れる。そして、徳川幕藩体制は寺社経営の衰退によって伝統宗教の支えを失っていき、精神、思想的強靭性をも消滅しようとするのである。

本稿の課題は前半において大阪での寺社経営を支えていた名目銀・祠堂銀の発達とその衰退を実証分析し、後半において世田谷二十ケ村での豪徳寺祠堂金を巡る大場弥十郎代官の活躍を明らかにする。これらの分析は史料に基づく実証によって裏付けられることから、資料を読み解くことによって解明されることとなる。本稿では主に前半での大阪の名目銀形態とその展開を対象とする。

1　寺社の名目銀形態とその資料的分析

図表-2と図表-3とにおける寺社の名目銀形態は図表-1の徳川幕藩体制の歴史構造、とりわけ思想及び精神構造を特徴づける封建的民族宗教と国家権力とを結合させる役割を果すのである。徳川幕藩体制を支える民族宗教と国家権力の融合は寺社の神仏習合を徳川幕府を頂点にする純粋封建支配体制の精神的支柱として機能する。すなわち、徳川封建制の精神・思想構造は神仏習合の象徴である伝統的家父長制＝家制度と先祖代々の墓の長男継承制との結合、つまり、檀家制度とによって具体的に強靭化されるのである。

具体的には、キリスト教の禁制による寺社の戸籍簿作成と家族の宗門改めとは封建的身分制の国民的統一と氏族共同体の思想・精神

的支柱とを強靭化する役割を果たす。したがって、徳川幕藩体制は寺社の神仏習合によって精神的・思想的に強靭化されることによって日本の歴史上二百六十年余りの長期政権として発展し、日本の歴史上特異な時代を築くのである。

こうした徳川幕藩体制の長期支配における精神的・思想的支柱として機能する神仏習合は幕藩の手厚い保護と育成政策とによって発展を見るのである。その端的な現われとしての宗教政策は寺社の維持・発展であり、その一端として寺社への名目銀形態の形を取る保護・育成政策として展開される。

とするなら、具体的な名目銀形態の分析はこうした徳川幕藩体制の長期的発展を育くむ要因の一つとして位置づけることを可能にするのである。しかし、寺社の名目銀形態はもう一つの側面を有し、農村・町の富を収奪する前期的資本、或いは高利貸資本として役割を果し、農民・町人を奈落の底に突き落とす役割を果すという二面性を有する。それゆえ、本稿では、寺社の名目銀形態の分析を大阪を中心に行ない、もう一つの負の面での分析は関東における世田谷二十ケ村と代官大場弥十郎による彦根藩の祠堂金貸付の苛酷性への対応性を明らかにすることで果される。

㈠　寺社名目銀形態の類型と時代区分

大阪が寺社の名目銀における金融市場として発達することは次の図表-2「寺社の名目銀形態」によって明らかである。

この図表-2から窺えるように、寺社の名目銀形態は八種類に類型化され、と同時に、時代区分の順序を現わしている。つまり、寺社の名目銀形態は①祠堂金が最初に現われ、②富興行での発展期を迎え、富興行は56件数のうち半数を超える29件となり、寺社経営の確立を支える。③の勧化は名目銀形態の古典的形態であり、地方巡りをして勧化＝鳥目の寄進を受け、地方信徒・壇家の信者の熱い信仰心に支えられているのである。

図表-2　寺社の名目銀形態

寺社の名目銀形態	件数	割合%
①祠　堂　金	3	5
②富　興　行	29	52
③勧　　化	8	14
④札　配　布	5	9
⑤貸　付　金	6	11
⑥豊心丹売	1	1
⑦献金・寄進	2	3
⑧そ　の　他	2	3
計	56	100%

「大阪市史」第四巻上・下、第五巻より作成

これら①祠堂金、②富興行そして③勧化は寺社の経営を確立するのに大きな役割を果し、と同時に、大阪の経済・金融市場に大きく包摂されて発達する。

しかし、名目銀形態は富興行の確立期を過ぎると、その狂乱の黄金時代から漸次、衰退期へ移行すると、④寺社の神仏札販売、⑤貸付金そして⑥献金・寄進へと役員僧による地道な地方巡り、或いは信徒・壇家巡りとなり、大衆の熱狂的賭け熱に支えられた時代を昔日のことのように過ぎ去ってゆくことになるのである。

名目銀形態の時代区分は同時に大阪の経済と金融市場の発達と衰退への転変と軸を一つにして展開されるが、これは次の図表-3「大阪の名目銀形態とその時代分布一覧表」に示される。

この図表-3は安永三年（一七四四）から慶応元年（一八六五）までの百二拾一年間における名目銀形態五拾六件を時代毎に表示した

図表-3　大阪の名目銀形態とその時代分布一覧表　56 件

和暦	西暦	No	大阪の寺社	①祠堂金／②富興行／③勧化／④札配賦／⑤貸付金／⑥豊心丹売／⑦献金／⑧その他
安永三	1774	1	三月廿一日	隨心院御門跡富御免　②
四	1775	2	正月十五日	大乗院御門跡富興行　②
		3	正月十八日	多賀大社富興行　②
		4	四月廿二日	京都西賀茂霊源寺御祠堂銀貸付　①
		5	四月廿五日	青蓮院宮貸付銀　⑤
天明元	1781	6	五月廿七日	妙法院宮大仏殿御修銀貸付　⑤
		7	閏五月七日	泉涌寺祠堂金貸付　①
		8	閏五月十八日	城刕八幡社勧化　③
		9	閏五月十九日	甲州八幡宮勧化　③
天明四年	1784	10	十二月十三日	甲刕加賀美村法善寺船勧化　③(以上　大阪市史第三巻)
寛政元年	1789	11	二月廿六日	摂州平野大念仏寺前大僧正直勧化　③
		12	七月十三日	京都西陣獄門寺相対勧化　③
		13	十月廿一日	大乗院御門跡富興行　②
四年	1792	14	六月十二日	天満専念寺相対勧化　③
六年	1794	15	六月朔日	京都東山光雲寺祠堂金　①
十二年	1800	16	三月八日	天満専念寺相対勧化　③
文化十四年	1817	17	十月廿日	崇徳天皇社神札御影配附　④
文政九年	1826	18	二月十三日	江戸芝増上寺貸付金　⑤
		19	二月	林丘寺富興行　②
		20	四月	紀州熊野三山富興行　②
十年	1827	21	三月七日	座摩宮富興行　②
		22	閏六月廿五日	北岩藏実相院門跡富興行　②
		23	十一月十九日	京愛宕山長床坊富興行　②
十一年	1828	24	七月	生玉明神富興行　②
		25	八月廿七日	大乗院御門跡富興行　②
		26	十二月	寶鏡寺富興行　②
十二年	1829	27	九月	相州鎌倉扇谷英勝寺富興行　②(以上　大阪市史第四巻上)
天保元年	1830	28	八月廿五日	江州多賀大社富興行　②
二年	1831	29	四月	紀州熊野三山富興行　②
		30	四月	専修寺門跡富興行　②
		31	五月八日	譽田八幡宮富興行　②
		32	十一月廿二日	増上寺富興行　②
三年	1832	33	十月廿八日	妙法院宮院家常住金剛院富興行　②
四年	1833	34	正月廿四日	仁和寺宮富興行　②
		35	八月十日	妙法院宮富興行　②
		36	九月廿四日	摂州東成郡四天王寺富興行　②
		37	十月廿七日	輪王寺宮富興行　②
		38	十二月廿八日	紀州三山富興行　②
五年	1834	39	二月廿二日	本光院宮富興行　②
		40	五月十二日	仁和寺宮富興行　②
		41	六月朔日	尾州熱田宮富興行　②
		42	十月九日	尾州一宮富興行　②
七年	1836	43	十二月廿一日	紀州熊野三山貸付金　⑤
八年	1837	44	正月十八日	紀州熊野三山富興行　②
嘉永元年	1848	45	八月	摂刕了徳院相対勧化　③
		46	十二月	知恩院宮貸付金　⑤
三年	1850	47	十二月六日	宮門跡貸付金　⑤

図表-3　大阪の名目銀形態とその時代分布一覧表　56 件（つづき）

和暦	西暦	No	大阪の寺社	①祠堂金／②富興行／③勧化／④札配賦／⑤貸付金／⑥豊心丹売／⑦献金／⑧その他
		48	◎大阪表貸付願済の諸名目金融　⑧	
			－妙法院宮御抱大仏殿修復料金貸付	
			－青蓮院宮御祠堂金貸付	
			－知恩院宮御用意金貸付	
			－霊鑑寺宮御回向料并祠堂金貸付	
			－光雲寺祠堂銀貸付	
			－泉涌寺祠堂銀貸付	
			－霊源寺祠堂銀貸付	
			－高野山大徳院修復料金貸付	
			－紀伊殿用途金貸付	
			－紀刕熊野三山修復料金貸付	
			－紀刕蔵屋敷二而取扱＞江戸芝鑑蓮社修復料金貸付	
			－尾刕蔵屋敷二而取扱＞江戸芝天光院修復料金貸付	
安政三年	1856	49	二月朔日	四天王寺寄進物町内家別に寄進を募る　⑦
五年	1858	50	二月十六日	嵯峨御所大覚寺の配守　④
		51	十月七日	城州幡枝村圓通寺の配札　④
萬延元年	1860	52	十二月十二日	安井門跡境内崇徳天皇御宮神札御影の配賦　④
文久二年	1862	53	二月廿七日	和州西大寺豊心丹売弘　⑥
		54	七月十六日	城州八幡社神札の配賦　④
慶応元年	1865	55	四月九日	天満東寺町専念寺相対勧化　③
		56	四月十三日	天満川崎及四天王寺両宮修復につき有志の献金を促す

（「大阪市史」第四下）

ものである。既に述べたように名目銀形態の七種類とその時代区分は富興行を頂点にする黄金時代から一転して衰退への道を歩み、地方巡りによる寺社の札配布、寄進・献金への地道な札売りへと後退する。

こうした名目銀の七種類とその時代区分の概観が図表-3を中心に歴史的推移を明らかにしたので、次の課題は、名目銀形態における七種類の文献形態を類型化し、抽出してその内容を明らかにすることである。

㈡　寺社名目銀形態七種類の文献資料と時代区分

一　寺社名目銀形態七種類の文献資料

①　祠堂金の文献資料とその内容

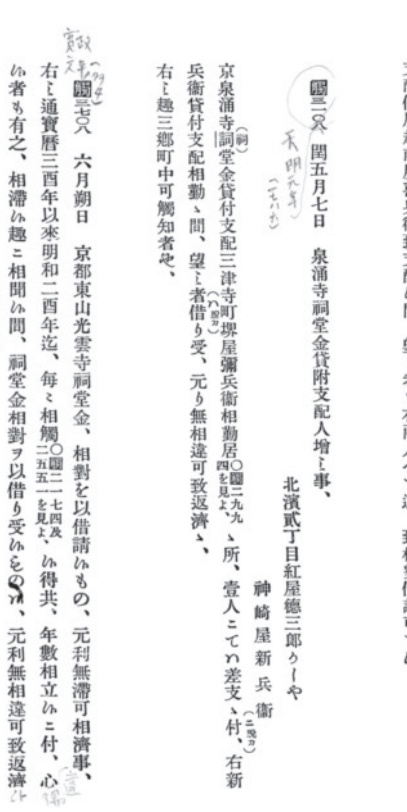
閏三九〇二　四月廿二日　京都西加茂靈源寺御祠堂銀貸附所ゝ事、
京都西加茂靈源寺御祠堂銀貸附ゝ儀、南堀江五丁目柏屋善兵衛借屋伊丹屋喜八郎同町松屋甚介支配借屋越前屋喜兵衛致支配ゟ間、望ゝ者ゝ右兩人へ申達、致相對借請可申ゟ、

閏三一〇八　閏五月七日　泉涌寺祠堂金貸附支配人増ゝ事、
北濱貳丁目紅屋德三郎ゟ〜や
神崎屋新兵衛
京泉涌寺詞堂金貸付支配三津寺町堺屋彌兵衛相勤居〇閏二九九四を見よ、ゝ所、壹人ニてハ差支ゝ付、右新兵衛貸付支配相勤ゝ間、望ゝ者借り受、元り無相違可致返濟ゝ、
右ゝ趣三郷町中可觸知者也、

閏三七〇八　六月朔日　京都東山光雲寺祠堂金、相對を以借請ゟもの、元利無滯可相濟事、
右ゝ通寶暦三酉年以來明和二酉年迄、毎ゝ相觸〇閏二一七四及二五五一を見よ、ゟ得共、年數相立ゟニ付、心ゟ者も有之、相滯ゟ趣ニ相聞ゟ間、祠堂金相對ヲ以借り受ゟもの、元利無相違可致返濟ゟ
右ゝ通三郷町中可觸知者也〇閏三三〇四を見よ、

〔三五七九〕十二月十二日　泉涌寺祠堂金貸付支配人ゟ事、

京都泉涌寺御祠堂金ゟ儀、先年より度々觸知せい通、金高五千七拾兩余貸附相成い付、貸附支配ゟものゟ追々貸出居い内、去ル寛政三亥年六月、其節ゟ支配人、天滿十一丁目神崎屋猪之助幼少ニ付代判武兵衛儀、病氣ニ付相退キい後ま、於京都直貸附いまー來い處、此度大澤町嶋屋喜右衛門借屋奈良屋晴三郎代判源治宅を貸附用場ニいまー、右寺役者役人共ゟ内、出張貸附いまーい筈ニい間、望ゟものま右用場へ罷越對談およひ、借請いものま期月ニ至、元利無相違可致返濟い、

右ゟ通三郷町中可觸知ものゝ、

申十二月〔十一日〕（御觸書）　日向

能登

② 富興行の文献資料とその内容

〔三五四五〕十月廿一日　大乘院御門跡富興行ゟ事、

大乘院御門跡富、上難波町仁德天皇於社地、當十月より來ル子年十月迄、中年三ケ年ゟ間、月十會興行有之、初會者別帋仕法ゟ通ニて、貳會目よりハ段々賣札を引、興行有之、褒儀ハ惣札高減ーゝ事故、右ニ應ー相渡ゝ筈ニゝ間、其趣相心得、望ゟ者ハ札入ゝ儀勝手次致い、

右ゟ通三郷町中可觸知者也〇〔三五九五〕を見よ、

〔四七四二〕二月　林丘寺宮富御免ゟ事、

林丘寺宮富、當戌四月ゟ來ル卯正月迄中年五ケ年ゟ間、正月・四月・七月・十月、四ケ月目毎廿一日ニ壹度宛、天滿天神於社内興行御免ゟ事ニい間、別紙仕法書ゟ通相心得、望ゟ者札入ゟ義、勝手次第可致い、

右ゟ通三郷町中可觸知者也、

戌二月〇南組惣年寄の副書　日付は三月朔日なり

山城

隼人

富仕法

札數貳万枚、札料壹枚ニ付六匁ツヽ、

一ノ富　金百五十兩　二ノ富　金百兩　三ノ富　金五十兩　十番目ニ　金貳十兩

五十番目　金百兩　九十番目　金五十兩　九十八番目　金三十兩　九十九番目　金五十兩

百番　金三百兩

花富金貳兩ツヽ、八十五本、

札貳万枚番分

東ノ方　五千枚　西ノ方　五千枚　南ノ方　五千枚　北ノ方　五千枚

方違ニお當り札ゟ同番ゟ者へ、三人ツヽ三百人に、其當り金高ゟ貳十分一ゟ割方を以、相渡可ヲ事、

渡方左ゟ通

方違ニお當り札同番ゟ者壹人に、

一ノ富　七兩貳歩ツヽ三人に　二ノ富　五兩ツヽ三人に　三ノ富　貳兩貳歩ツヽ三人に

十番目ニ　壹兩ツヽ廿一人に　五十番目　五兩ツヽ三人に　九十番目　貳兩貳分ツヽ三人に

九十八番　壹兩貳分ツヽ三人に　九十九番　貳兩貳分ツヽ三人に　百番　十五兩ツヽ三人に

花富錢六百文ツヽ、貳百五十五人に、

都合四百人へ渡、

右ゟ外百六兩三歩奉納金也、

右ゟ通ニい事、

〔四七四三〕三月四日　妙法院宮富御免ゟ事、

妙法院宮富、當五月ゟ來ル卯年二月迄中年五ケ年ゟ間、二月・五月・八月・十一月、四ケ月目毎十一日ニ壹ケ度ツヽ、於天滿天神社内興行御免ゟ事ニい間、別紙仕法書ゟ通相心得、望ゟ者ハ札入ゟ義、勝手次第可致ゝ事、

右ゟ通三郷丁中可觸知ものゝ也、

戌三月〇南組惣年寄の副書　日付は四日なり、

山城

隼人

富仕法

一札料　壹枚ニ付銀七匁ツヽ、

一札數　松ノ印六千枚、竹ノ印六千枚、梅ノ印六千枚、都合壹万八千枚、

一渡金ゟ覺

第壹番　百五拾兩　第貳番　五拾兩　第三番　三拾兩　第拾番　十五兩

印違同番貳口へ七兩ツヽ　右同斷　三兩ツヽ　右同斷　貳兩ツヽ　右同斷　壹兩ツヽ

廿・卅・四十・六十・七十・八十・九十、右同斷

第五十番　百兩　九十八番　三十兩　九十九番　五十兩　百番　三百兩

右同斷　五兩ツヽ　右同斷　貳兩ツヽ　右同斷　三兩ツヽ　右同斷　十五兩ツヽ

間ゟ八十五本〔口に〕三兩ツヽ、印違〔同番〕貳口ツヽ壹歩ツヽ、

右ゟ通ニい事、

第四七四八　同　日　紀州熊野三山富御免ゝ事、

紀州〔熊野〕三山富、當戌六月ゟ來丑年三月迄中三ヶ年ゝ間、三月・六月・九月・十二月、四ヶ月目毎壹度宛、攝州西成郡今宮戎於境内、當六月ゟ朔日、其後ゟ十九日ニ興行御免ゝ事ニハ間、別紙仕法書ゝ通相心得、望ゝ者札入ゝ義、勝手次第可致ハ、

右ゝ通三郷丁中可觸知者也、

戌四月〇南組惣年寄の副書日付は八日なり、　山城

隼人

富突仕法書

一札數拾八万枚、札壹枚ニ付銀六匁〔ツヽ〕、

此銀千八十貫目、但、此金壹万六千八百七十五兩、金六十四匁定ニ御銀渡、

内

壹番　金四百五十兩　貳番　金貳百兩　三番　金貳百兩　四番　金貳百兩

五番　金貳百兩　四十九番　金貳百兩　五十番　金四百五十兩　五十一番　金貳百兩

九十九番　金貳百兩　百番　金四百五十兩　百壹番　金貳百兩　百四十九番　金貳百兩

右ゝ番數〔數〕を相除、殘ル百十一番ゟ金五十兩ツヽ、

百五十番突留　金三百兩

拾五番　廿五番　三十五番　四十五番　五十五番　六十五番　七十五番

八十五番　九十五番　百五番　百十五番　百廿五番　百卅五番　百四十五番

右五ふー數十四口ゟ金百十兩ツヽ、

十番　二十番　三十番　四十番　六十番　七十番　八十番

九十番　百十番　百廿番　百卅番　百四十番

右拾ふー十貳口ゟ金百五十五兩ツヽ、

百五十一番　金四百五十兩　百五十二番　金四百五十兩

右ゟ百五十番ゝ外、貳番番數相增、貳ツヽ出金五百兩ゝ分ゟ、本文突留三百兩ハ爲褒美、合金八百兩ニいさー、相渡可ヲ事、

札寄次第ニ御富突興行仕様書

一札入次第〔賣〕ニ御興行、譬寄金ゝ内、興行爲雜用料壹割引去り、爲益金貳割引去り、合三割寄札此惣金高ゝ内ニ御引去、殘金高大ふー小ふー突留殘番數とも、別紙仕法書ゝ通割合〔ゝ〕ニ御、金高多少共割符勘定相立、厘毛迄も割詰、夫ゝ出金相渡可ヲハ、

一札寄ゝ儀、當興行定日三日前迄ゟ日限相定置、右札相集ゝハヽ、左ゝ通興行、

一興行三日前ニ、左譬書〔ゝ〕ゝ通賣捌札余り札仕分ケ、額板ニ相記、興行場ゝ表ニ懸ケ置ヲハ、

額板ゝ表

一富札　壹枚代銀六匁賣ニ御、札數十八万枚也、

右ゝ内此度賣捌ハ札數左ゝ通、

い印何百何十何番　何千何百何十何番

合札何千何百何十枚　何町何屋誰口入

ろ印　右同斷

右賣捌札合何万何千何百何十何枚ヘ、

〔此代金何万何千何百何十何兩何歩也、〕

内

何千何百匁　益金〔并〕雜用料三割引

差引殘り何千何百何十何兩何歩何匁也、

右百五十番ニ割出ス、尤割合左ゝ通、

壹番何百何十何兩何歩何匁何分何り也、貳番同斷、突留同斷、

十ふー何十兩何匁ツヽ、五ふー同斷、地合同斷、

小以金如高、

極り札高十八万枚ゟ差引、余り札何千何百枚、内何千何百何十番、

小以余り札如高、

右ゝ通、

第四七〇　三月七日　座摩宮富御免ゝ事、

當表座摩宮富、來子年豐前國宇佐八幡富明跡、〔ハ〕中年三ヶ年ゝ間、三月・六月・九月・十二月、四ヶ月目毎十五日ニ壹ヶ度ツヽ、右於社内興行御免ゝ事ニハ間、別紙仕法書ゝ通相心得、望ゝものゟ札入ハ義、勝手次第可致ハ、

右ゝ通三郷丁中可觸知ものゝ也、

亥三月〇南組惣年寄の副書日付は七日なり、　山城

隼人

仕法書

一札數合三万枚、札料壹枚ニ付銀三匁九分、

但、福・祿・寶・惠印、壹字七千五百枚宛、

渡方左ゝ通

第壹番　金百兩　兩袖貳人ハ金五兩ツヽ　印違同番三人ハ金五兩ツヽ

第貳番　金五十兩　兩袖貳人ハ金貳兩貳分ツヽ　同斷　三人ハ金貳兩貳分ツヽ

第三番　金三十兩　兩袖貳人ハ金壹兩貳分ツヽ　同斷　三人ハ金壹兩貳分ツヽ

第拾番　金十五兩　兩袖貳人ハ金三歩ツヽ　同斷　三人ハ金三歩ツヽ

第貳十番　金十五兩　兩袖貳人ハ金三歩ツヽ　同斷　三人ハ金三歩ツヽ

第三十番　金十五兩　兩袖貳人ハ金三歩ツヽ　同斷　三人ハ金三歩ツヽ

第四十番　金三十兩　兩袖貳人に金壹兩貳分ッヽ、同　斷　三人に金壹兩貳分ッヽ、
第五十番　金　百　兩　兩袖貳人に金五兩ッヽ、同　斷　三人に金五兩ッヽ、
第六十番　第三十兩　兩袖貳人に金壹兩貳分ッヽ、同　斷　三人に金壹兩貳分ッヽ、
第七十番　金十五兩　兩袖貳人に金三分ッヽ、同　斷　三人に金三分ッヽ、
第八十番　金十五兩　兩袖貳人に金三分ッヽ、同　斷　三人に金三分ッヽ、
第九十番　金五十兩　兩袖貳人に金貳兩貳分ッヽ、同　斷　三人に金貳兩貳分ッヽ、
第九十九番　金　百　兩　兩袖貳人に金五兩ッヽ、同　斷　三人に金五兩ッヽ、
〔突留百番　金壹十兩　兩袖貳人に金七兩貳分ッヽ、印違同番三人へ金七兩貳分ッヽ〕
花富八十六本金三兩ッヽ、兩袖百七十二人に金壹歩ッヽ、
印違同番貳百五十八人に金壹歩ッヽ、
同兩袖五百十六人に金貳朱ッヽ、
右渡金三兩以上者社頭奉納壹割引、
右ニ通りに事、

〔朱〕四七九四　閏六月廿五日　北岩藏實相院御門跡富御免ニ事、
北岩藏實相院御門跡富、當亥八月ゟ中年五ヶ年ニ間、閏月を加、四ヶ月目毎十三日壹度宛、堀江和光寺境内ニおゐて、興行御免ニ事ニに間、別紙仕法書ニ通相心得、望ニもの札入に義、勝手次第可致に、
右ニ通三郷丁中可觸知者也、

亥閏六月〇南組惣年寄の副書　日付は廿五日なり、

山　城
隼　人

富仕法書

一札數三万枚、但、札料壹枚ニ付銀五匁八ト、十二支印分、一印貳千五百枚ッヽ、

褒美左ニ通

壹　番　金貳百兩　兩袖七兩貳分宛　貳　番　金百兩　同三兩貳分宛　三　番　金七十兩　同三兩宛　十　番　金貳十兩　同壹兩宛
貳十番　金貳十兩　同壹兩宛　三十番　金貳十兩　同壹兩宛　四十番　金貳十兩　同壹兩宛　六十番　金貳十兩　同壹兩宛
七十番　金貳十兩　同壹兩宛　八十番　金貳十兩　同壹兩宛　九十番　金貳十兩　同壹兩宛　九十九番　金百兩　同三兩貳分宛
五十番　金百兩　同三兩貳分宛　百　番　金三百兩　同拾五兩ッヽ、
間ニ花金四兩八十六人に、兩袖壹歩ッヽ、
壹ノ富印違十一人に　三兩ッヽ、　貳ノ富印違十一人に　壹兩貳分ッヽ、
三ノ富印違十一人に　壹兩ッヽ、　十ノ富印違八十八人に　壹兩ッヽ、
五十ノ富印違十一人に　壹兩貳分ッヽ、　九十九ノ富印違十一人に　壹兩貳分ッヽ、
百ノ富印違十一人に　七兩貳分ッヽ、　花印違九百四十六人に　三朱ッヽ、
百番富印分(合)壹枚除貳千四百九十九人に貳朱ッヽ、　（同　上）

〔朱〕四八〇六　十一月十九日　京愛宕山長床坊富御免ニ事、
京愛宕山長床坊富、當亥十一月ゟ中年三ヶ年ニ間、閏月を加、四ヶ月目毎ニ三日壹ヶ度宛、堀江和光寺境内ニおゐて、興行御免ニ事ニに間、別紙仕法書ニ通相心得、望ニ者札入に義、勝手次第可致に、
右ニ通三郷丁中可觸知者也、

亥十一月〇南組惣年寄の副書　日付は十九日なり、

山　城
隼　人

富突仕法

一札數貳万八千枚、但、札料壹枚ニ付銀三匁五分、尤十二支ニ印札、
一第壹番　金　百　兩　兩袖金三兩ッヽ、　エト違十一口に金貳兩貳分ッヽ、
一第貳番　金五拾兩　同　金壹兩貳分ッヽ、　右　同　斷　金壹兩ッヽ、
一第三番　金三拾兩　同　金壹兩ッヽ、　右　同　斷　金三分ッヽ、
一第四番　金貳拾兩　同　金貳分ッヽ、　右　同　斷　金貳分ッヽ、
一第五番　金　拾　兩　同　金貳分ッヽ、　右　同　斷　金壹分ッヽ、
一五拾番　金　百　兩　同　金三兩ッヽ、　右　同　斷　金貳兩貳分ッヽ、
一九拾九番　金七拾兩　同　金貳兩ッヽ、　右　同　斷　金壹兩貳分ッヽ、
一百　番　金壹拾兩　同　金七兩ッヽ、　右　同　斷　金五兩ッヽ、

〆大節八本
拾番目　貳拾番目(ヘ)　三拾番目　四拾番目　六拾番目　七拾番目　八拾番目(ヘ)　九拾番目
〆拾節八口ニ金七兩貳分ッヽ、兩袖金三分ッヽ、但、エト違八拾八口ニ金壹分ッヽ、
拾五番　廿五番　卅五番　四拾五番　五十五番　六十五番　七十五番　八十五番　九十五番
〆五節九口に金五兩ッヽ、兩袖金貳分ッヽ、但、エト違九十九口へ金貳朱ッヽ、
一花富平七拾五口金壹兩貳分ッヽ、兩袖金貳朱ッヽ、但、エト違八百廿五口に金壹朱ッヽ、
一百番ニエト合番違に、此當り人數貳千三百三十貳人に札返シ、札料壹枚ニ付銀三匁五トニ割合を以相渡、
惣當り人數三千七百三十貳人、

（御觸書承知印形帳）

四八三六 七月　生玉明神富御免ゝ事、

當表生玉明神富、當子年豊前國宇佐八幡富明跡へ、中年三ヶ年ゝ間、正月・四月・七月・十月四ヶ月目毎ニ七日ニ壹度宛、右境内ニおゐて興行御免ゝ事ニハ間、別紙仕法書ゝ通相心得、望ゝ者ゝ札入ハ義、勝手次第ニ可致ハ、

右ゝ通三郷丁中可觸知者也、

子七月　○南組惣年寄の副書　日付は八月朔日なり、

山城

隼人

仕法書

札數壹万五千九百九拾九枚、但シ、壹枚ニ付銀四匁ツヽ、十二支配當、壹支ニ千三百三十三枚ツヽ、

寄銀六拾三貫九百八十四匁、此金千六拾六兩壹分貳朱〔銀壹匁五ゟ〕、但ー、六十匁金也、

第壹	金五十兩	兩袖貳口へ金貳兩ツヽ	エト違十一口へ金壹兩ツヽ	
第貳	金三十兩	同　金壹兩ツヽ	同　金三分ツヽ	
第三	金貳十兩	同　金三分ツヽ	同　金貳分ツヽ	
第拾	金十兩	同　金貳分ツヽ	同　金壹分ツヽ	
第廿	金十兩	同　金貳分ツヽ	同　金壹分ツヽ	
第卅	金十兩	同　金貳分ツヽ	同　金壹分ツヽ	
第四十	金十兩	同　金貳分ツヽ	同　金壹分ツヽ	
第六十	金十兩	同　金貳分ツヽ	同　金壹分ツヽ	
第七十	金十兩	同　金貳分ツヽ	同　金壹分ツヽ	
第八十	金十兩	同　金貳分ツヽ	同　金壹分ツヽ	
第九十	金十兩	同　金貳分ツヽ	同　金壹分ツヽ	
第五十	金五十兩	同　金貳兩ツヽ	同　金壹兩ツヽ	
第百	金九十兩	同　金拾五兩ツヽ	同　金貳兩ツヽ	

間ニ八十七口へ金貳兩ツヽ、〔兩袖七拾四口へ〕金壹分ツヽ、〔エト違九百五拾七口へ〕金貳朱ツヽ、惣又袖へ貳百口〔へ金〕貳朱ツヽ、

惣當り千六百人、

（御觸書承知印形帳）

四八三六 八月廿七日　大乘院御門跡富御免ゝ事、

大乘院御門跡富、來ル丑年正月ゟ豊前國宇佐八幡富跡へ、中五ヶ年ゝ間、四ヶ月目毎ニ壹度ツヽ、堀江和光寺ゝ境内ニおゐて、興行御免ゝ事ニハ間、別紙仕法書ゝ通相心得、望ゝもの札入ゝ儀、勝手次第可致ゝ、

右ゝ通三郷町中可觸知者也、

子八月廿七日

富仕法書

一札數三万枚、但、札料一枚ニ付銀五匁八ゟ宛、金一兩ニ付代銀六十目りへ、此番分いろは三十文字、一ト印千枚宛、

第一番	金貳百兩	兩袖八兩ツヽ貳人	又袖四兩ツヽ貳人	同番印違廿九人へ金一兩ツヽ
第二番	金百兩	兩袖四兩ツヽ貳人	又袖貳兩ツヽ二人	同番印違廿九人へ金貳分ツヽ
第三番	金五十兩	兩袖貳兩ツヽ貳人	又袖一兩ツヽ貳人	同番印違廿九人へ金壹分ツヽ
第五十番	金貳百兩	兩袖八兩ツヽ貳人	又袖四兩ツヽ貳人	同番印違廿九人へ金一兩ツヽ
第九十九番	金百兩	兩袖四兩ツヽ貳人	又袖一兩ツヽ貳人	同番印違廿九人へ金貳分ツヽ
第百番	金三百兩	兩袖十五兩ツヽ貳人	又袖五兩ツヽ貳人	同番印違廿九人へ金一兩ツヽ

第十番ゟ十ゝ節ニ金廿五兩ツヽ八人へ、兩袖一兩宛十六人へ、又袖貳分宛十六人へ、同番印違廿九人へ金貳朱ツヽ、

第四番ゟ九十八番迄、間ニ花富金四兩ツヽ八十六人へ、兩袖貳分ツヽ百七十貳人へ、又袖貳朱ツヽ百七十貳人へ、同番印違貳千四百九十四人へ金貳朱ツヽ、

都合三千四百人へ渡ス、

四八五三 同日　寶鏡寺宮富御免ゝ事、

寶鏡寺宮富、來丑五月ゟ中五ヶ年ゝ間、閏月を加へ四ヶ月目毎六日ニ壹ヶ度ツヽ、座摩社於境内、興行御免ゝ事ニハ間、別紙仕法書ゝ通り相心得、望ゝ者ゝ札入ハ義、勝手次第可致ハ、

右ゝ通三郷町中可觸知者也、

子十二月

山城

隼人

富仕法書

一札數三万枚、札料壹枚ニ付六匁五ゟ、但ー、十二支ゝ印、壹印貳千五百枚ツヽ、

第壹番	金貳百兩	兩袖七兩貳歩ツヽ	又袖三兩ツヽ	エト違十一口へ三兩ツヽ
第貳番	金百兩	兩袖四兩ツヽ	又袖壹兩三分ツヽ	エト違十一口へ壹兩三分ツヽ
第三番	金八拾兩	兩袖三兩貳分ツヽ	又袖壹兩貳分ツヽ	エト違十一口へ壹兩貳分ツヽ

第五十番　金百五十兩　兩袖五兩ッヽ　又袖貳兩ッヽ　エト違十一口へ貳兩ッヽ
第九十八番　金五拾兩　兩袖三兩ッヽ　又袖壹兩ッヽ　エト違十一口へ壹兩ッヽ
第九十九番　金百兩　兩袖四兩ッヽ　又袖壹兩三分ッヽ　エト違十一口へ壹兩三分ッヽ
第百番　金三百兩　兩袖拾五兩ッヽ　又袖七兩貳分ッヽ　エト違十一口へ七兩貳分ッヽ
拾節八口へ金廿兩ッヽ、兩袖壹兩ッヽ、又袖三歩ッヽ、エト違十一口へ三歩ッヽ、
間々八十五口へ金五兩ッヽ、兩袖壹歩ッヽ、又袖三朱ッヽ、エト違十一口へ三朱ッヽ、
百番突留エト合貳朱ッヽ貳千四百九十九人へ、
右ゝ通兩袖・又袖・エト違・エト合都合四千九十九人へ相渡、
奉納金壹兩已上壹割引、
右ゝ通ニハ事、

（同　上）

〔四六六〕同　月　相州鎌倉扇谷英勝寺富御免ゝ事、

一相州鎌倉扇ヶ谷英勝寺富、來寅年京愛宕山長床坊富明跡に、中年三ヶ年ゝ間、來寅年十一月ゟ、閏月を加へ四ヶ月目毎ニ壹ヶ度ッヽ、生玉明神社内ニおひく、興行御免ゝ事ニハ間、別紙仕法書ゝ通相心得、望（ゝ）もの札入ハ義、勝手次第可致事、
右ゝ通三郷町中可觸知者也、

丑九月

仕法書

壹印ゟ拾印迄一字三千枚宛、惣札三万枚、

一第壹番　金貳百兩　兩袖金拾兩宛　又袖金五兩宛　印違九口金五兩宛
一第貳番　金百兩　兩袖金五兩ッヽ　又袖金貳兩貳分宛　印違九口金貳兩貳分宛
一第三番　金五拾兩　兩袖金貳兩貳分宛　又袖金壹兩壹分宛　印違九口金壹兩壹分宛
一第拾番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳歩宛　印違九口金貳歩宛
一第貳拾番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳歩宛　印違九口金貳歩宛
一第三拾番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳歩宛　印違九口金貳歩宛
一第四拾番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳歩宛　印違九口金貳歩宛
一〔第五十番〕（四六七）　金百五拾兩　兩袖金七兩貳歩宛　又袖金三兩三歩宛　印違九口金三兩三歩宛
一第六拾番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳分宛　印違九口金貳分宛
一第七拾番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳分宛　印違九口金貳分宛
一第八拾番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳分宛　印違九口金貳分宛
一第九拾番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳分宛　印違九口金貳分宛
一第九拾壹番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳分宛　印違九口金貳分宛
一第九拾貳番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳分宛　印違九口金貳分宛
一第九拾三番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳分宛　印違九口金貳分宛
一第九拾四番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳分宛　印違九口金貳分宛
一第九拾五番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳分宛　印違九口金貳分宛
一第九拾六番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳分宛　印違九口金貳分宛
一第九拾七番　金貳拾兩　兩袖金壹兩宛　又袖金貳分宛　印違九口金貳分宛
一第九拾八番　金五拾兩　兩袖金貳兩貳歩宛　又袖金壹兩壹歩宛　印違九口金壹兩壹分宛
一第九拾九番　金百兩　兩袖金五兩宛　又袖金貳兩貳歩宛　印違九口金貳兩貳歩宛
一第百番　金三百兩　兩袖金拾五兩宛　又袖金七兩貳歩宛　印違九口金七兩貳歩宛
一〔右問々七十八口に〕（四六八）金四兩宛、兩袖金壹歩宛百六拾五口に、（五）（六）又袖金三朱宛百五拾六口に、〔印違（四六九）三朱宛七百二口へ、〕
惣印違兩袖千八百口へ南鐐壹片宛、
都合三千貳百番當り、札數三万枚、壹枚ニ付代銀六匁四分ッヽ、
右ゝ通ハ事、

〔四六七〕八月廿五日　江州多賀大社富御免ゝ事、

江州多賀大社富、來卯年二月ゟ林丘寺宮富明跡に中年三ヶ年ゝ間、四ヶ月目毎ニ一度ッヽ、天滿天神社内ニおゐて御免ゝ事ニハ間、別帋仕法書ゝ通相心得、望ゝもの札入ハ義、勝手次第可致ハ、
右ゝ通三郷町中可觸知もの也、

寅八月〇町中家持の承知判形日付は廿五日なり、

伊賀
山城

富仕法

札數三万枚、龍印七千五百枚、虎印七千五百枚、鶴印七千五百枚、龜印七千五百枚、但、札料壹枚ニ付銀五匁五分、
來卯二月ゟ五月・八月・十一月廿一日興行定日、

第壹　金貳百兩（袖金拾兩、袖金拾兩）　印違　合番三口金拾五兩ッヽ（袖金壹兩ッヽ、袖金壹兩ッヽ）
第貳　金百兩（袖金五兩、袖金五兩）　印違　合番三口金三兩ッヽ（袖金三百疋ッヽ、袖金三百疋ッヽ）
第三　金三拾兩（同金壹兩貳歩、同金壹兩貳歩）　同　三口金壹兩ッヽ（同金百疋ッヽ、同金百疋ッヽ）
五拾番　金百兩（同金五兩、同金五兩）　同　三口金三兩ッヽ（同金三百疋ッヽ、同金三百疋ッヽ）
九拾九　金百兩（同金五兩、同金五兩）　同　三口金三兩ッヽ（同金三百疋ッヽ、同金三百疋ッヽ）
百番突留金三百兩（同金百兩、同金百兩）　同　三口金貳拾兩ッヽ（同金三兩ッヽ、同金三兩ッヽ）
拾節八口　金貳拾兩ッヽ（同金壹兩ッヽ、同金壹兩ッヽ）　同　廿四口金三百疋ッヽ（同金五拾疋ッヽ、同金五拾疋ッヽ）
花八拾六口金三兩ッヽ（同金百疋ッヽ、同金百疋ッヽ）　同　四百五十八口金百疋ッヽ（同後會富札壹枚ッヽ、同後會富札壹枚ッヽ）

但、滿會ミ節ハ富札料代銀を以相渡ヽ、
右ミ通ハ事、

[illegible]六六三　三月廿一日　隨心院御門跡富御免ミ事、
隨心院御門跡富當午三月ゟ酉年三月迄、中年三ヶ年ミ間、毎月朔日壹度宛、上難波町仁德天王社於境内、興行御免ミ事ニ付、別紙仕法書ミ通相心得、望ミ者ハ札入ヽ儀勝手次第ニ可致ヽ、
右ミ通三鄕町中可觸知者也、

午三月
富仕法
金壹歩　札高千五百枚
但、上方筋金壹分壹枚ミ札ニお富繁昌難致ヽ付、（ニ脱カ）右ミ割合を以、金壹歩札ニ拾枚宛、札料壹匁五ゟ札、壹万五千枚、
褒美百五十口渡

第一富	銀壹貫目	第貳ゟ第十番迄	銀五百目
十番節	銀百五十目宛	五番節	銀八十六匁宛
小節	銀四十三匁宛	第百番	銀六百目
第百五十番	銀六貫目		

右ミ通仕法ニ仕度奉願上ハ、

[illegible]六八九　正月十五日　大乘院御門跡富興行御免ミ事、
大乘院御門跡富、南渡辺町座摩宮於社地、來ル三月六日ゟ三ヶ年ミ間、毎月三ヶ度宛興行御免ミ事ニヽ間、別紙仕法書ミ通、望ミ者ハ札入ヽ儀勝手次第可致ヽ、
右ミ通三鄕町中可觸知者也、
札數壹万五千枚、札料一枚ニ付銀壹匁五ゟ宛、

第一番富	銀壹貫五百目	第二番富	銀三百目
第三番富	銀三百目	第四番富	銀三百目
第五番富	銀三百目	第五十番富	銀五百目
第百番富	銀壹貫目	第百四十六番富	銀三百目
第百四十七番富	銀三百目	第百四十八番富	銀三百目
第百四十九番富	銀三百目	第百五十番富	銀六〆目
第拾番富	銀百五十目	第廿番富	銀百五十目
第三十番富	銀百五十目	第四十番富	銀百五十目
第六十番富	銀百五十目	第七十番富	銀百五十目
第八十番富	銀百五十目	第九十番富	銀百五十目
第百拾番富	銀百五十目	第百廿番富	銀百五十目
第百卅番富	銀百五十目	第百四十番富	銀百五十目

間ミ銀四十三匁宛
當札百五十枚、兩脇へ銀壹匁宛、
右ミ通當人へ札と引替銀相渡可ナハ、

[illegible]四九四　同七日　紀州熊野三山富御免ミ事、
紀州熊野三山富、當卯六月ゟ中年三ヶ年ミ間、四ヶ月目毎ニ壹ヶ度ツヽ、攝州西成郡今宮村廣田社境内ニおゐて、興行御免ミ事ニハ間、別紙仕法書ミ通相心得、望ミもの札入ハ義、勝手次第可致ハ、

富仕法書
札高十二万枚、壹枚ニ付銀六匁ツヽ、
文句書入先富ミ通、十二万枚ゟ六万枚迄、百番ミ金高其儘相渡、余ハ札寄高增減ニ應、褒美（割合）渡方左ミ通、

第壹番	金貳百九拾兩（袖金貳拾五兩 同貳拾五兩）	假名違同番廿三本へ 金貳兩ツヽ	第二番	金貳百八拾兩（袖十五兩 袖十五兩）	假名違同番廿三本へ 金壹兩ツヽ
第三番	金貳百十兩（袖十兩 同十兩）	三歩貳朱（貳匁五ト） 同 金壹兩ツヽ	第拾番	金七拾貳兩（袖四兩 同四兩）	三歩貳朱（貳匁五ト） 同 金壹兩ツヽ
第貳拾番	金七拾貳兩（袖四兩 同四兩）	三歩貳朱（貳匁五ト） 同 金壹兩ツヽ	第三拾番	金七拾貳兩（袖四兩 同四兩）	三歩貳朱（貳匁五ト） 同 金壹兩ツヽ
第四拾番	金七拾貳兩（袖四兩 同四兩）	三歩貳朱（貳匁五ト） 同 金壹兩ツヽ	第五拾番	金貳百九拾兩（袖十五兩 同十五兩）	同 金壹兩ツヽ
第六拾番	金七拾貳兩（袖四兩 同四兩）	三歩貳朱（貳匁五ト） 同 金壹兩ツヽ	第七拾番	金七十貳兩（袖四兩 同四兩）	三歩貳朱（貳匁五ト） 同 金壹兩ツヽ
第八拾番	金七拾貳兩（袖四兩 同四兩）	三歩貳朱（貳匁五ト） 同 金壹兩ツヽ	第九拾番	金七十貳兩（袖四兩 同四兩）	三歩貳朱（貳匁五ト） 同 金壹兩ツヽ
第九拾九番	金貳百十兩（袖十兩 同十兩）	三歩貳朱（貳匁五ト） 同 金壹兩ツヽ	第百番	金千兩（袖八十兩 同八十兩）	同 金四兩ツヽ

以上壹番ゟ百番迄ミ内、間ミ地合ハ兩袖假名違まで左ミ通、

地合數八十六本へ金三十六兩三歩貳朱貳匁五ト、地合八十六本ミ分、假名違數千九百七十八本
（袖貳兩 同貳兩）
に金壹歩ツヽ、
六万枚寄りに節、褒美渡（割）方左ミ通、

第壹番　金貳百五十兩（袖十貳兩 同十貳兩）　假名違同番廿三本へ金壹兩ツヽ、
第貳番　金百五十兩（袖七兩貳歩 同七兩貳歩）　假名違同番廿三本へ金三歩ツヽ、
第三番　金百兩（袖五兩 同五兩）　同金三歩ツヽ、
第拾番　金三拾兩（袖貳兩 同貳兩）　同金貳歩ツヽ、
第貳拾番　金三拾兩（袖貳兩 同貳兩）　同金貳歩ツヽ、
第三拾番　金三拾兩（袖貳兩 同貳兩）　同金貳歩ツヽ、
第四拾番　金三拾兩（袖貳兩 同貳兩）　同金貳歩ツヽ、
第五拾番　金百五十兩（袖七兩貳歩 同七兩貳歩）　同金三歩ツヽ、
第六拾番　金三拾兩（袖貳兩 同貳兩）　同金貳歩ツヽ、
第七拾番　金三拾兩（袖貳兩 同貳兩）　同金貳歩ツヽ、
第八拾番　金三拾兩（袖貳兩 同貳兩）　同金貳歩ツヽ、
第九拾番　金三拾兩（袖貳兩 同貳兩）　同金貳歩ツヽ、
第九拾九番　金百兩（袖五兩 同五兩）　同金三歩ツヽ、
第百番　金千兩（袖四十兩 袖四十兩）　同金貳歩ツヽ、（兩）

以上壹番ゟ百番迄ミ内、間ミ地合ハ兩袖假名違左ミ通、
地合數八十六本へ金十貳兩ツヽ、地合八十六本ミ分　假名違數千九百七十八本に金貳朱ツヽ、
（袖壹兩 同壹兩）
右ミ通ニハ事、

（御觸書并承知印形帳）

〔註〕四九四九（同日）　專修寺門跡富御免ミ事、
專修寺門跡富、當卯年十一月ゟ仁和寺宮富明跡に中年三ヶ年ミ間、四ヶ月目毎ニ一ヶ度ツヽ、
生玉明神社地ニおゐて御免ミ事ニハ間、別紙仕法書ミ通相心得、望ミものハ札入ハ義、勝手次
第可致ハ、
右ミ通三郷町中可觸知者也、

富仕法書

一札高三万枚、但、エト十二支印、一印貳千五百枚ツヽ、壹枚ニ付銀五匁三ト ツヽ、
褒金（美）ミ覺

第壹番　金百五拾兩（兩袖五兩ツヽ、又袖壹兩貳歩ツヽ）　金三拾兩（右エト七ツ目番合 兩袖壹兩貳歩ツヽ）　金貳兩貳歩ツヽ（右エト違番合十印に）
第貳番　金百兩（兩袖三兩ツヽ、又袖壹兩ツヽ）　金貳拾兩（右エト七ツ目番合 兩袖壹兩ツヽ）　金壹兩貳歩ツヽ（右エト違番合十印に）

第三番　金五拾兩（兩袖貳兩ツヽ、又袖貳歩ツヽ）　金十兩（右エト七ツ目番合 兩袖貳歩ツヽ）　金壹兩ツヽ（右エト違番合十印に）
十節八本　金十五兩ツヽ（兩袖壹兩ツヽ、又袖壹歩ツヽ）　金貳歩ツヽ（右エト違十一印都合八十八人に）
第五十番　金百兩（兩袖三兩ツヽ、又袖壹兩ツヽ）　金貳拾兩（右エト七ツ目番合 兩袖壹兩ツヽ）　金壹兩貳歩ツヽ（右エト違番合十印に）
間ミ八十六本金三兩ツヽ、兩袖壹歩ツヽ、又袖貳朱ツヽ、右エト違十一印都合九百四十六人に
貳朱ツヽ、
第九十九番　金百兩（兩袖三兩ツヽ、又袖壹兩ツヽ）　金貳拾兩（右エト七ツ目番合 兩袖壹兩ツヽ）　金壹兩貳歩ツヽ（右エト違番合十印へ）
第百番　金三百兩（兩袖十兩ツヽ、又袖三兩ツヽ）　金五十兩（右エト七ツ目番合 兩袖貳兩ツヽ）　金五兩ツヽ（右エト違番合十印へ）
第百番ミ端番、合貳百九十九人に金壹歩ツヽ、
右ミ通ニハ事、

〔註〕四九五二（五月八日）　譽田八幡宮富御免ミ事、
譽田八幡宮富、當卯年十二月ゟ生玉明神富明跡に中年三ヶ年ミ間、四ヶ月目毎ニ一ヶ度宛、座
摩社於社内御免ミ事ニハ間、別紙仕法書ミ通相心得、望ミもの札入ハ儀、勝手次第可致ハ、
右ミ通三郷町中可觸知者也、
卯五月（○次の二令と共に、町中家持の承知判形日付は八日なり、）　日向
伊賀

富仕法書

一札數合一万八千枚、但、福錄壽（祿）一印六千枚ツヽ、但、壹枚ニ付札料銀六匁宛、

一富	金百兩	兩袖貳人に五兩ツヽ	印違同番貳人に金貳兩貳分
二富	金百兩	兩袖二人に五兩ツヽ	印違同番貳人に金貳兩貳分
三富	金百兩	兩袖貳人に五兩宛	印違同番貳人に金貳兩貳分
拾番	金十五兩	兩袖貳人に金三分ツヽ	印違同番貳人に金壹分貳朱
貳十番	金十五兩	兩袖貳人に金三歩宛	印違同番貳人に金壹歩貳朱
三十番	金十五兩	兩袖貳人に金三歩宛	印違同番貳人に金壹歩貳朱
四十番	金十五兩	兩袖貳人に金三歩ツヽ	印違同番貳人に金壹歩貳朱
五十番	金百兩	兩袖貳人に五兩ツヽ	印違同番貳人に貳兩貳歩ツヽ
六十番	金十五兩	兩袖貳人に三歩宛	印違同番貳人に壹歩貳朱宛
七十番	金十五兩	兩袖貳人に三歩宛	印違同番貳人に壹歩貳朱宛
八十番	金十五兩	兩袖貳人に三歩宛	印違同番貳人に壹歩貳朱宛
九十番	金十五兩	兩袖貳人に三歩宛	印違同番貳人に壹歩貳朱宛
九十九番	金百兩	兩袖貳人に五兩宛	印違同番貳人に貳兩貳歩宛

突留百番金百五十兩　兩袖貳人に七兩貳分ツヽ印違同番貳人に三兩三歩宛
花富八十六本金貳兩ツヽ、兩袖百七十貳人に金壹歩ツヽ、
印違同番百七十貳人に金貳朱宛、印違同番兩袖四百人に金貳朱宛、（御觸書并承知印形帳）

〔四九七〕十一月廿二日　増上寺富御免ミ事、
増上寺富、當卯十一月ゟ中年十ヶ年ミ間、四ヶ月毎ニ壹度宛、攝州東成郡天王寺村今道町毘沙門堂大乘坊於境内、興行御免ミ事ニハ間、別紙仕法書ミ通相心得、望ミ者札入ハ儀、勝手次第可致ハ、
右ミ通三郷町中可觸知をのへ、
卯十一月〇町中家持の承知判形日付は廿二日なり、
伊勢
日向

富仕法
一札數拾万枚、札料壹枚ニ付銀六匁宛、金壹兩ニ付銀六拾目定、
此番分、富札印十字、仁・義・禮・智・信・山・水・雪・月・花、壹印壹万枚宛、桐木札文句書入、
札數寄高ニ應、割合褒美金相渡、

第壹番	金五百兩	兩袖金貳拾五兩宛貳人	印違九人に金廿兩宛	兩袖金壹兩宛十八人
第貳番	金壹拾兩	兩袖金七兩貳分ツヽ貳人	印違九人	金六兩ツヽ　兩袖金貳分ツヽ大人
第三番	金百兩	兩袖金五兩ツヽ貳人	印違九人	金四兩ツヽ　兩袖金壹分ツヽ大人
第拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツヽ貳人	印違九人	金貳兩ツヽ　兩袖金壹分ツヽ大人
第貳拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツヽ貳人	印違九人	金貳兩ツヽ　兩袖金壹分ツヽ大人
第三拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツヽ貳人	印違九人	金貳兩ツヽ　兩袖金壹分ツヽ大人
第四拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツヽ貳人	印違九人	金貳兩ツヽ　兩袖金壹分ツヽ大人
第五拾番	金三百兩	兩袖金拾五兩ツヽ貳人	印違九人	金拾兩ツヽ　兩袖金壹兩ツヽ大人
第六拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツヽ貳人	印違九人	金貳兩ツヽ　兩袖金壹兩（分）ツヽ大人
第七拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツヽ貳人	印違九人	金貳兩ツヽ　兩袖金壹分ツヽ大人
第八拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツヽ貳人	印違九人	金貳兩ツヽ　兩袖金壹分ツヽ大人
第九拾番	金五拾兩	兩袖金貳兩貳分ツヽ貳人	印違九人	金貳兩ツヽ　兩袖金壹分ツヽ大人
第九拾八番	金百兩	兩袖金五兩ツヽ貳人	印違九人	金四兩ツヽ　兩袖金壹分ツヽ大人
第九拾九番	金壹拾兩	兩袖金七兩貳分ツヽ貳人	印違九人	金六兩ツヽ　兩袖金貳分ツヽ大人
第百番	金千兩	兩袖金五拾兩ツヽ貳人	印違九人	金四拾兩ツヽ　兩袖金貳兩ツヽ大人
第四番ゟ九拾七迄八拾五口花富		金貳拾兩ツヽ	兩袖金壹兩ツヽ百七拾人	印違七百六十五人
に金貳分ツヽ		兩袖金壹分ツヽ千五百三拾人		
第壹番	第五拾番	第百番　印合千頭筋九百九拾九人に金貳朱ツヽ、		

三口合貳千九百九拾七人渡、
第百番突富ミ外、別錐添褒美相渡、
百壹番ゟ八番迄　金拾兩ツヽ八人　百九番　金五拾兩壹人　百拾番　金百兩壹人
都合六千七人に渡、
右ミ通ニハ事、

〔四五〇三〕正月廿四日　仁和寺宮富御免ミ事、
仁和寺宮富、當二月ゟ來ル卯年正月迄中年十ヶ年ミ間、毎月三日、正月ハ十八日、御末寺攝刕西成郡北野村不動寺於境内、興行御免ミ事ニハ間、別紙仕法書ミ通相心得、望ミものハ札入ハ義、勝手次第ニ可致ハ、
右ミ通三郷町中可觸知者也、
巳正月〇次の令と共に、町中家持の承知判形日付は廿四日なり、
備後
伊勢

富突仕法
一札數壹万七千枚限

鶴印四千貳百五拾枚	壹ゟ四千貳百五十迄	龜印四千貳百五拾枚	壹ゟ四千貳百五十迄
松印四千貳百五拾枚	同　斷	竹印四千貳百五拾枚	同　斷

札料壹枚ニ付金壹朱宛、

壹ノ富	金五拾兩（本當り兩袖）	金貳兩貳分宛	
三ノ富	金貳拾兩	同	金壹兩ツヽ
廿番目	金拾兩	同	金貳分ツヽ
四十番目	金拾兩	同	金貳分ツヽ
六十番目	金拾兩	同	金貳分ヅヽ
八十番目（金百兩外ニ金百兩添都合）	金貳拾兩	同	金壹兩ツヽ
百番突留	金貳百兩	同	金拾兩ツヽ
二ノ富	金三拾兩（本當り兩袖）	金壹兩貳分宛	
十番目	金拾兩	同	金貳分ツヽ
三十番目	金拾兩	同	金貳分ツヽ
五十番目	金五拾兩	同	金貳兩貳分ツヽ
七十番目	金拾兩	同	金貳分ツヽ
九十番目（間ミ八十七口に）	金貳拾兩	同	金壹兩ツヽ
	金壹兩宛	同	金貳朱ツヽ

印違三口ミ内壹口分當り幷兩袖共如左、

壹ノ富（印違當り）	金五兩（印違兩袖）	金壹兩壹分宛	
三ノ富（同）	金貳兩	同	金貳分ツヽ
廿番目（同）	金壹兩	同	金壹分ツヽ
四十番目（同）	金壹兩	同	金壹分ツヽ
六十番目（同）	金壹兩	同	金壹分ツヽ
八十番目（同）	金貳兩	同	金貳分ツヽ
百番突留（同）	金貳拾兩	同	金五兩宛
二ノ富（印違當り）	金三兩（印違兩袖）	金三分ツヽ	
十番目（同）	金壹兩	同	金壹分ツヽ
三十番目（同）	金壹兩	同	金壹分ツヽ
五十番目（同）	金五兩	同	金壹兩壹分ツヽ
七十番目（同）	金壹兩	同	金壹分ツヽ
九十番目（同）	金貳兩	同	金貳分ツヽ
間ミ八十七口へ	金壹分ツヽ	同	金貳朱宛

印違三口ミ内、一口分當り幷兩袖共前書通（ミ發）こゐ殘二口とも同上、

圖吾三　九月廿四日　攝州東成郡四天王寺富御免ゝ事、

攝州東成郡四天王寺富、當巳十月ゟ中年七ヶ年ゝ間、毎月廿一日於同寺興行御免ゝ事ニゝ間、別紙仕法書ゝ通相心得、望ゝものゝ札入ゝ義、勝手次第可致ゝ、

右ゝ通三郷町中可觸知者也、

巳九月〇町中家持の承知判形付は廿四日なり、

富仕法書

一札數貳万四千枚、但、札料壹枚ニ付銀三匁宛、十二支印分、從子亥迄一字貳千枚宛、

褒美左ゝ通相渡

壹	番	金六拾兩（兩袖五兩ッ、又袖壹兩ッ、）	貳	番	金貳拾兩	兩袖壹兩ッ、貳人	
三	番	金拾貳兩	兩袖貳歩ッ、貳人	五	番	金五兩	兩袖壹歩ッ、貳人
十	番	金拾兩	兩袖貳歩ッ、貳人	十五	番	金五兩	兩袖壹歩ッ、貳人
貳拾	番	金拾兩	兩袖貳歩ッ、貳人	貳拾五	番	金五兩	兩袖壹歩ッ、貳人
三拾	番	金拾兩	兩袖貳歩ッ、貳人	三拾五	番	金五兩	兩袖壹歩ッ、貳人
四拾	番	金拾兩	兩袖貳歩ッ、貳人	四拾五	番	金五兩	兩袖壹歩ッ、貳人
五拾	番	金五拾兩	兩袖三兩ッ、貳人	五拾五	番	金五兩	兩袖壹歩ッ、貳人
六拾	番	金拾兩	兩袖貳歩ッ、貳人	六拾五	番	金五兩	兩袖壹歩ッ、貳人
七拾	番	金拾兩	兩袖貳歩ッ、貳人	七拾五	番	金五兩	兩袖壹歩ッ、貳人
八拾	番	金拾兩	兩袖貳歩ッ、貳人	八拾五	番	金五兩	兩袖壹歩ッ、貳人
九拾	番	金拾兩	兩袖貳歩ッ、貳人	九拾五	番	金五兩	兩袖壹歩ッ、貳人
九拾九	番	金三拾兩	兩袖壹兩（但壹歩は略す）ッ、貳人	百	番突留	金百兩	兩袖拾兩ッ、貳人（又袖貳兩ッ、）

花富七拾六本、壹本ニ付金壹兩ッ、兩袖貳朱ッ、百五拾貳人、

壹	番	印違金壹歩ッ、	十壹人	五ゝ節給口	印違金三朱ッ、	百十人	
十ゝ節八口		印違金壹歩ッ、	八十八人	五	拾番	印違金壹兩ッ、	十一人
九拾九番		印違金貳歩ッ、	十一人	百番突留		印違金貳兩ッ、	十一人

花富七拾六本、印違金貳朱ッ、八百三十六人、

第貳番ゟ九拾九番迄、又袖金貳朱ッ、百九十六人、

右ゝ通ニゝ事、

（御觸書并承知印形帳）

圖吾壹　同廿日　輪王寺富御免ゝ事、

輪王寺宮富、來月ゟ中年拾ヶ年ゝ間、閏月を加、四ヶ月目毎ニ壹度宛、於生社（王脩）内興行御免ゝ事ニゝ間、別紙仕法書ゝ通相心得、望ゝものゝ札入ゝ儀、勝手次第可致ゝ、

右ゝ通三郷町中可觸知ものゝ也、

巳十月〇前合と共に、町中家持の承知判形日付は廿七日なり、

駿河

備前

仕法書

一札數合三万六千枚、但、壹枚ニ付札料銀四匁七分定、但、十二支印一ト印三千枚宛、

一第壹番　金百兩　兩袖金三兩ッ、　又袖金壹兩ッ、　印違同番拾壹人ゟ金貳兩ッ、

同壹番ゟ同印千番違前後ゟ金拾兩ッ、

一第貳番　金五拾兩　兩袖金壹兩貳歩ッ、　又袖金貳歩ッ、　印違同番拾壹人ゟ金壹兩ッ、

同貳番ゟ同印千番違前後ゟ金五兩宛

一第三番　金三拾兩　兩袖金壹兩ッ、　又袖金壹（歩）兩貳朱宛、　印違同番十壹人ゟ金貳歩ッ、

同三番ゟ同印千番違前後ゟ金三兩ッ、　右同樣ゝ事、

一第十番　金拾五兩　兩袖金貳歩宛　又袖金壹歩ッ、　印違同番十壹人ゟ金壹歩ッ、

一第貳拾番　金拾五兩　兩袖金貳歩ソ、　又袖金壹歩ッ、　印違同番十壹人ゟ金壹歩ッ、

一第三拾番　金拾五兩　兩袖金貳歩ッ、　又袖金壹歩ッ、　印違同番十壹人ゟ金壹歩ッ、

一第四拾番　金拾五兩　兩袖金貳歩宛　又袖金壹歩ッ、　印違同番拾壹人ゟ金壹歩ッ、

一第五拾番　金百兩　兩袖金三兩ッ、　又袖金壹兩ッ、　印違同番十壹人ゟ金貳（朱）歩ッ、

同五拾番ゟ同印千番違前後ゟ金拾兩ッ、　右同樣ゝ事、

一第六拾番　金拾五兩　兩袖金貳歩ッ、　又袖金壹歩ッ、　印違同番十壹人ゟ金壹歩ッ、

一第七拾番　金拾五兩　兩袖金貳歩ッ、　又袖金壹歩ッ、　印違同番十壹人ゟ金壹歩ッ、

一第八拾番　金拾五兩　兩袖金貳歩ッ、　又袖金壹歩ッ、　印違同番十壹人ゟ金壹歩ッ、

一第九拾番　金拾五兩　兩袖金貳歩ッ、　又袖金壹歩ッ、　印違同番拾壹人ゟ金壹歩ッ、

一第九拾九番　金百兩　兩袖金三兩ッ、　又袖金壹兩ッ、　印違同番十壹人ゟ金貳兩ッ、

同九拾九番ゟ同印千番違前後ゟ金拾兩宛　右同樣ゝ事、

一第百番　金三百兩　兩袖金拾兩ッ、　又袖金三兩ッ、　印違同番十壹人ゟ金五兩ッ、

同百番ゟ同印千番違前後ゟ金壹兩ッ、　右同樣ゝ事、

一間ゝ八拾六口ゟ金三兩ッ、兩袖百七十貳人ゟ金壹歩ッ、又袖百七十貳人ゟ金貳（朱）歩ッ、

印違同番九百四十六口へ金貳朱ッ、

百番目突留ゝ富位違合番（合）三百五拾九口へ金壹歩ッ、（譬ゝ百番目突留ニ第拾壹番出ゝハヽ、百拾壹番貳百十壹番（ゝ歟）其餘ゝ右ニ准ー貳千九百拾壹番迄、上目ゝ位ニ不拘、拾壹番丈ケ合番ニ成ル札、三百五拾九口（相渡可ヲ事、）

都合當り數千九百七拾壹口へ相渡可ヲ事、

（御觸書并承知印形帳）

〔図表九六〕十二月廿八日　紀州三山富興行ミ事、

紀州熊野三山富、來午二月ゟ十ヶ年ミ間、閏月ニ不拘、三ヶ月目毎ニ壹度宛、攝孟西成郡今宮村廣田社於境内、興行御免ミ事ニゟ間、別帋仕法書ミ通相心得、望ミ者札入ゟ儀、勝手次第可致ゟ、

右ミ通三郷町中可觸知もの也、

巳十二月〇町中家持の承知判形日付は廿八日なり、

駿河
備前

札數十二万枚　文句書入、先富ミ通いろは假名廿五文字、一字四千八百枚ッヽ、都合十二万枚也、但、札料壹枚ニ付銀六匁宛、

褒美金札高ニ應シ、割方左ミ通、

外ニ金貳百兩相添都合
第壹番　金四百兩　　又釉五兩宛
外ニ金拾兩相添都合
第二番　金貳百兩　　又釉三兩ッヽ、
第三番　金五拾兩　　又釉三兩ッヽ、
第十番　金百兩　　又釉貳兩ッヽ、
第十一番　金百兩　　又釉貳兩ッヽ、
第三十番　金百兩　　又釉貳兩ッヽ、
第四十番　金百兩　　又釉貳兩ッヽ、
外ニ金六十兩添都合
第五十番　金壹百拾兩　　又釉三兩ッヽ、
第六十番　金百兩　　又釉貳兩ッヽ、
第七十番　金百兩　　又釉貳兩ッヽ、
第八十番　金百兩　　又釉貳兩ッヽ、
第九十番　金百兩　　又釉貳兩ッヽ、
外ニ別金千八百兩相添都合
第百番　金貳千兩　　又釉廿兩ッヽ、

以上壹番ゟ百番迄ミ内、間ミ地合ハ兩釉又釉印違同番迄左ミ通相渡、

地合數八十六本各金廿四兩ッヽ、兩釉貳兩ッヽ、又釉貳歩ッヽ、

地合八十六本ミ分、印違同番數貳千六十四本ヘ貳朱ッヽ、印違同番釉四千百廿八本ヘ壹朱ッヽ、

以上錐數百本

第百番ミ仮名合四千七百九十九本、印違同番ミ釉六百廿四本、地合印違同番貳千六十四本、三口合七千四百八十七本ハハ金壹朱ッヽ、并印違同番ミ釉四千百廿八本ヘ金壹朱ッヽミ分ハ、都ゟ寄高ニ不拘、褒高ミ通相渡ス、

金六拾目立
惣當り（數）枚　壹万貳千四百九十九本ニ、

〔図表九七〕同月日　尾州熱田宮富御免ミ事、

尾州熱田宮富、當午八月ゟ中年七ヶ年ミ間、閏月を加へ四ヶ月目毎一度ッヽ、生玉北向八幡社（三郡）内ゟ於て、興行御免ミ事ニゟ間、別帋仕法書ミ通相心得、望ミ者を札入ゟ義、勝手次第可致ゟ、

右ミ通三郷町中可觸知もの也、

午六月

駿河
備前

突富仕法書

一惣札數九万六千枚、但、十二支ミ印付、一株各八千枚ッヽ、札料壹枚ニ付銀九匁ッヽ、

別段百兩相添都合
一壹　富　寶金三百兩　釉金廿兩　釉金廿兩
一貳　富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一五　富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一十　富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一十五富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一廿　富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一廿五富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一三十富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一三十五富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一四十富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一四十五富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一五十富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一五十五富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一六十富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一六十五富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一七十富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一七十五富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一八十富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一八十五富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一九十富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一九十五富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一百　富　寶金千兩　釉金五拾兩　釉金五拾兩
突留　別段七百兩相添都合
一壹　富　支七目同番金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一貳　富　支七目同番金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一五　富　支七目同番金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一十　富　支七目同番金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一十五富　支七目同番金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一廿　富　支七目同番金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一廿五富　支七目同番金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一三十富　支七目同番金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一三十五富　支七目同番金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一四十富　支七目同番金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一四十五富　支七目同番金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一五十富　支七目同番金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一五十五富　支七目同番金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一六十富　支七目同番金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一六十五富　支七目同番金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一七十富　支七目同番金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一七十五富　支七目同番金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一八十富　支七目同番金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一八十五富　支七目同番金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一九十富　支七目同番金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一九十五富　支七目同番金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一百　富　支七目同番金千兩　釉金五拾兩　釉金五拾兩
突留　別段七百兩相添都合
一壹　富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一貳　富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一五　富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一十　富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一十五富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一廿　富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一廿五富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一三十富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一三十五富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一四十富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一四十五富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一五十富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一五十五富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一六十富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一六十五富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一七十富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一七十五富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一八十富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一八十五富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一九十富　寶金五拾兩　釉金貳兩　釉金貳兩
一九十五富　寶金百兩　釉金五兩　釉金五兩
一百　富　寶金千兩　釉金五拾兩　釉金五拾兩
突留　別段七百兩相添都合

一八五富　支七目同番金廿五兩　抽金壹兩　同金壹兩
一九十富　支七目同番金五拾兩　抽金貳兩　同金貳兩
一九九富　支七目同番金五拾兩　抽金貳兩　同金貳兩
一百富　別段貳百五拾兩相添都合　突留
一九十五富　支七目同番金五百兩　抽金廿五兩　同金廿五兩
一花富　支七目同番金二兩　抽金貳分　同金貳分
一壹富　印逢同番目金貳兩ッヽ
一貳富　印逢同番目金壹兩ッヽ
一五富　印逢同番目金壹兩ッヽ
一十富　印逢同番目金壹兩ッヽ
一十五富印逢同番目金壹兩ッヽ
一廿富　印逢同番目金壹兩ッヽ
一廿五富印逢同番目金壹兩ッヽ
一三十富印逢同番目金壹兩ッヽ
一三十五富　印逢同番目金壹兩ッヽ
一四十富印逢同番目金壹兩ッヽ
一四十五富印逢同番目金壹兩ッヽ
一五十富　印逢同番金壹兩貳分ッヽ
一五十五富印逢同番目金壹兩ッヽ
一六十富印逢同番目金壹兩ッヽ
一六十五富印逢同番目金壹兩ッヽ
一七十富印逢同番目金壹兩ッヽ
一七十五富印逢同番目金壹兩ッヽ
一八十富印逢同番目金壹兩ッヽ
一八十五富印逢同番目金壹兩ッヽ
一九十富印逢同番目金壹兩ッヽ
一九十五富印逢同番目金壹兩ッヽ
一花富壹七口印逢同番目金貳歩ッヽ
一突留千第筋前後九百九十九口金壹歩ッヽ

（御願書并家知印形帳）

③　勧化の文献資料とその内容

編年　一七〇　閏五月十九日　甲州八幡宮勧化ノ事、

今日町御目付御両人様方被召呼、被仰聞ゝ之、甲州八幡宮勧化〇編二九八ノ六を見よ、ノ儀、近ヶ巡行被致ゝ間、外ヶ勧化とハ格別、無據御頼ノ儀ニゝ間、能ク御考弁ヶ上、宜御取斗被下ゝ様ニ御頼ニ御座ゝ、尤先達ゝ町ヶ方も諸勧化多御座ゝ付、願書差上罷在〇編二六七九を見よ、ゝ趣、尤至極ノ儀ニ被思召ゝ故、押ゝ御願ノ儀ニてハ無之ゝへ共、右ノ段宜通達仕ゝ様被仰聞ゝ付、以廻状御通達ヲ上ゝ間、御分別ノ上、早ク御順達可被下ゝ、已上、

但、巡行ノ節御案内ノ仁、御丁内ノ勝手能存知罷在ゝ御人御廻〳〵被下ゝ様、是又御頼ニ御座ゝ、

編年　三九　十二月十三日　甲州加賀美村法善寺船勧化御免ノ事、

甲州巨摩郡加賀美村法善寺諸堂再建爲助成、當表於湊、當十月ゟ來十月迄、相對船勧化御免被成ゝ付、役僧代官ヶ内差出置、相對勧化可致ゝ旨、法善寺願出、願ノ通被仰付ゝ段、從江戸ヲ來ゝ、依之相對勧化可致旨（安治川口木津川口ニて勧化相對可致ゝ間、此旨三郷町中可觸知者之）

編年　三五五　二月廿六日　攝州平野大念佛寺前大僧正勧化年延、町々巡行之事、

攝州平野融通本山大念佛寺兼帶
勝安養院前大僧正

右攝州平野融通惣本山大念佛寺諸堂社修覆并開山堂再興ノ儀相願ゝ所、攝州・和州・河州三ケ国去ル午年九月ゟ去申十二月迄、三ケ年ノ間巡行勧化御免被成下ゝ内、去ル午九月　公儀御賦ゟ付相慎、不致巡行、去ノ未年一統困窮ノ年柄故、寄進物も有之間敷と延引致、去春京都大火ノ付、近國迄も勧化等ノ相對も相調兼ゝ趣ニ付、是又不致巡行内、年限相成ゝ、依之當酉年一ケ年年延御免被成下、大坂堺斗住持直勧化致ゝ間、去ル午年相觸〇編三三二四を見よ、ゝ通相心得、志ノ輩物ノ多少ニ不寄可致寄進ゝ、

右ノ趣自江戸被仰下ゝ條、三郷丁中可觸知者也、

酉二月

編年　九六　七月十三日　京都西陣獄門寺相對勧化ノ事、

京都西陣
曹洞宗寺　獄　門　寺

右五百羅漢造刻爲成助、攝州大坂表相對勧化御免、松平右京亮〇編一四和寺武奉行、一名ノ勧化帳持參、十六日ゟ同十月十七日迄九十日ノ間、可致巡行ゝ、御免勧化ノ格別ノ儀ニ付、勧化ノ相第ノ事ニゝ間、右ノ趣無急度三郷町ノ可ヲ通置ゝ、

編年　二九　同　日　天滿專念寺相對勧化ノ事、

一此度出火ニ付天滿專念寺類燒ニ付、九十日ノ間相對勧化御免被仰付ゝ、尤先例も有之ゝ得其節ノ御修復、此度ノ類燒ニ付、御城代様御聲掛りニゝ被仰出ゝ間、町ノ致出情、勧化差遣ノ様、組合町ノ通達可仕旨被仰渡ゝ、猶又右ニ付ゝ追ノ掛ケ合可有之ゝ間、其旨可被相心得ゝ事、

編年　二〇五　同　日　座摩宮ハ西成郡産地ノ儀ニ付、一郡町在所構、觸ニ縁記ヲ添巡行ノ事、

當表座摩社ノ儀、先年大火ノ砌致燒失、本社神輿其外再建自力ニおよひかさく、攝州西成郡ヲ産地ノ儀ニ付、志ノ輩可有之間、爲助力相對勧化いたし度旨、延享五辰年江戸表ヘ願ノ上聞届相濟、其節右一郡御料・私領寺社領諸寺在町共觸書差出〇編二〇三五を見よ、ゝ處、追ノ復古儀ニゝ由、其後神具祭器不調ノ上、追ノ損失ニ罷成、自力ニおよひかさく、西成郡ノ儀ヲ元來産地ノ譯、古

儀存ゝさめ、安全ゝ祈禱執行いゝ、(模)社ゝ略縁記相添、西成一郡産地町ゝ村ゝに順行いゝ
ゝ、自ら信仰ゝ者も可有之間、町在聲掛ケゝ儀、右社社務渡辺摂津相願、尤右ゝ町在披
露而已ゝ、勧化等いゝ、ゝ儀ゝと無之、他ゝ社ゝ相障ゝ儀無之旨ヲ立ゝ、此度右願ゝ趣承
届ゝ、此段町ゝ村ゝに可相達事、

二六〇　七月廿七日　北野むら大融寺相對勧化ゝ事、

寛政十年

口　達

篠山十兵衛御代官所
摂州西成郡北野村
大　融　寺

右諸堂舎及大破、無縁地ゝ修復難及自力、三郷并町續近在迄勧化ゝ儀願出、御由緒等ゝ無之
ゝ得共、大融寺ゝ儀ゝ前ゝ諸役人巡見場所ゝ休足場、并御老中逗留中非常御立退場手當ヲ
もヲ付來りゝ處、及破(壊)段無相違、難澁ゝ趣無據相聞へゝ付、當地町中并町續近在迄、日數
九十日限り、相對勧化ゝ義差免ゝ條、志ゝ輩ゝ物ゝ多少ゝよらゞ可致寄進ゝ、
右ゝ趣三郷町中可相達事、

寛政十年

二七一　三月八日　天満専念寺九十日ゝ間相對勧化ゝ事、

一天満東寺町浄土宗専念寺類燒後、本堂并門塀不致再建、此度爲助成、三郷町ゝ并町續在方相
勧化ゝ儀相願ゝ付、日數九十日差免ゝ間、町ゝに相達可置ゝ、

今日通達町ゝ年寄惣會所に被呼出、惣御年寄中ヲ左ゝ通被仰渡ゝ、

口達書

設樂八三郎御代官所
摂州西成郡浦江村
了　德　院

右寺庫裏及大破、無縁無旦地ゝ修復自力難行屆難澁ゝ付、本尊大聖(歓)觀喜天浴油祈(禱)ゝ札守、
三郷中に配札いゝ、ゝし、志ゝ施物ヲ請度旨願出、御由緒等も無之、勞願ゝ趣難及頓着ゝ得共、前ゝ
ヲ諸役人休足場ゝヲ付來ゝ寺院ゝ儀、右躰及破壊難澁ゝ譯を以、願ゝ通當九月來酉正月同五月、
右三ヶ月ゝ限、三郷町中に配(札)打ゝ儀差免ゝ、押ゝ勧メゝ儀ゝ致間敷旨ヲ渡ゝ條、志ゝ輩ゝ勝手
次第札請可ヲゝ、
右ゝ趣三郷町中可相達事、

寛政十年　申八月〇本令編書に、八月十四日御願とあり、

（御願書判形略）

④　札配賦の文献資料とその内容

二七二　四月九日　天満東寺町専念寺相對勧化ゝ事、

今日通達町ゝ年寄惣會所に被召呼、惣御年寄中ヲ左ゝ通書取ゝ被仰渡ゝ、
天満東寺町専念寺、當四月有章院様百五拾回御忌、同七月慎德院様拾三回御忌ゝ處、去宋年後
七年後相立(願)間、御佛殿家根致雨漏、其余内外共破損所多ゝ、其上外廻り土塀風雨ゝ節を吹付强
ク場所ゝ有、所ゝ土落致破損ゝ付、御莊厳向ゝ勿論修復等不致全備ゝ分、皆具相備ゝ付、爲助
成三郷町ゝ并町續在方相對勧化相願、尤安政六未年同七申年御法事兩年分一度ゝ勧化相願ゝ通、
此度も右同樣兩度分一度ゝ勧化願出ゝ付、日數九拾日ゝ間差免ゝ、其段町ゝに可ヲ聞ゝ、

寛政十年　二七四　十月廿日　安井門跡境内、崇德天皇御宮神札御影配附ゝ事、

安井門跡境内、崇德天皇御宮并諸堂社大破ゝ付、此度京都(洛)中洛外在町共大坂在町共、神札御
影を配、施物ゝ助成を以修造ゝ儀、御免被仰付ゝ間、信仰ゝ輩ゝ相對を以請可ヲゝ、
右之趣三郷町中可觸知者也、

文政元年

文政元年　十一月十七日　城殿八幡社神札相對配札ゝ事、

今日北組惣會所へ通達年番町ゝ年寄被召出、惣御年寄中ヲ左ゝ通被仰渡ゝ、

城殿八幡社務
東　竹　篠　清

右篠清義、公儀神由緒有之ゝ處、神殿其外大破、修復難及自力ゝ付、山城・河内・和泉・摂津・
播(磨)・近江・丹波、七ヶ國御料・私領寺社領に、春秋ゝ内壹ヶ度ツ、五ヶ年ゝ間、相對を以、祈禱
ゝ神札配札ゝ義御免被仰付、播・河・播へ來巳年ヲ春秋ゝ内壹ヶ度ツ、三郷町ゝに巡行可致、尤
相對次第ゝ事ゝ得ども、右ゝ趣無急度町ゝにヲ通可置ゝ事〇二六二七ゝ見よ、

二七五　九月十一日　摂殿西宮惠美須像札ゝ事、

摂殿西宮惠美須像札ゝ義、當地ゝ勿論諸國に弘來ゝ處、紛敷者徘徊いゝし、似寄ゝ像札を拵、

就中毎年正月十日西宮と相唱、賣弘ゐ者有之由ニ付、不正ミ像札世上ニ流布ゐゑ一ゐゐと、神威薄く相成ゐ旨、右神主願出ゐ間、向後信心ミ者と西宮正像札可請之、若紛敷像札賣弘ゐ者ハ、吟味ミ上急度可令沙汰旨等、先年ゐ度ミ觸置〇圖四一三二・四三二六等を見よ、ゐ處、又ゐ近年紛敷者徘徊ゐゑ一、大晦日ミ夜若惠美酒と号、像札相弘、又と年中西宮大神宮初穂抔と申、相廻ゐ者有之趣相聞、差障ニ相成ゐ由、西宮ゐハ毎年正月ハ町ミ會所ゐ像札相弘、五月九月ハ町ミ會所ゐ通達ミ上、右社役人巡行いさし、神像札相弘來ゐ處、右通達洩ゐ町ミも有之ゐニ付、仕來ミ趣致承知、右正像札受ゐ樣致ゝ度旨、今般神主吉井陸奥願出ゐ間、前ミゐ觸渡置ゐ通相心得、信心ミ輩ハ西宮社正像札可請之ゐ、此後紛敷像札賣弘ゐ者有之ハ、吟味ミ上、急度可令沙汰ゐ、

右ミ趣三郷町中可觸知者也、

巳九月〇南組惣年寄の副書日付は十一日なり、

圖四九二二 同十日　嵯峨御所大覺寺相對配札ミ事、

嵯峨御所大覺寺心經殿再建爲助成、御府内武家方寺社・在町幷武藏・上野・下總・陸奥・越後・佐渡・攝津都合七ヶ國、當午年ゐ來ル子年迄七ヶ年ミ間、壹ヶ度ツヽ相對配札ミ義、御免被仰付ゐニ付、攝ゐ御料・私領・寺社領、當午年より壹ヶ度ツヽ、三郷町ミ巡行可致ゐ、尤相對次第ミ事ニヽ得共、右ミ趣無急度町ミハ申通可置ゐ事、

但、印鑑壹町ニ壹枚ツヽ、御取置可被成ゐ、

圖五三一 同七日　城州幡枝村圓通寺相對配札ミ事、

城ゐ幡枝村圓通寺、諸堂其外及大破、修復爲助成、山城・丹波・河内・攝津・播磨・上野・越後、右七ヶ國寺社在町ハ、五ヶ年ミ間壹ヶ年ニ壹度ツヽ、相對配札ミ義御免被仰付ゐ付、當午年ゐ壹ヶ度宛、三郷巡行可致ゐ、尤相對次第ミ事ニゐへ共、右ミ趣無急度町ミハ申通可置ゐ事、

圖六三九 十二月十二日　安井御門跡境内崇德天皇御宮神札御影相對配札ミ事、

安井門跡境内崇德天皇御宮幷諸堂社大破ニ付、此度京都洛中洛外在町幷大坂在町へも、神札御影を配り、施物ミ助成を以、修造ミ義御免被仰付ゐ間、信仰ミ輩ハ相對を以請可申ゐ、

右ミ趣三郷町中可觸知者也、

申十二月〇南組惣年寄の副書日付は十二日なり、

山　城
佐　渡

（御觸書承知印形帳）

圖六三七 七月十六日　城ゐ八幡社神札相對配札ミ事、

今日通達年番町ミ年寄惣會所ハ御呼出ミ上、惣御年寄伊勢村新之丞樣ゐ左ミ通被申渡ゐ

城ゐ八幡社務　東竹篠清

右篠清儀、公儀御由緒も有之處、神殿其外大破、修復難及自力ゐニ付、山城・河内・和泉・攝津・播磨・近江・丹波、七ヶ國御料・私領・寺社領へ春秋壹ヶ度ツヽ五ヶ年ミ間、相對を以新禱ミ神札配札ミ儀御免被仰付、然ル所右ハ去酉年ニゐ及期限ゐ處、諸色米價高直ニゐ助成薄く、修復難行屆ゐニ付、今度右七ヶ國ミ内丹波・河内相除、御府内・幷武藏・山城・和泉・攝津・播磨・近江ハ、尙又當戌年ゐ五ヶ年ミ間、同樣配札ミ儀御免被仰付ゐニ付、攝津へ毎年春秋ミ内壹ヶ度ツヽ、三郷町ミ巡行可致ゐ、尤相對次第ミ事ニゐ得共、右ミ趣無洩、急度町ミハ通達可置ゐ事〇圖二四六二を見よ、

〇通達年番梶木町の通達日付は七月十六日なり、（御觸書）

⑤　貸付金の文献資料とその内容

圖三〇六 五月廿七日　妙法院宮大佛殿御修復銀貸附支配人相替りゐ處、

妙法院宮大佛殿御修復銀貸付支配、木挽南ミ町和泉屋久次郎相勤ゐ所、此度被取放、南本町貳丁目紀伊國屋久次郎跡支配相勤ゐ間、望ミ者ハ致相對借り受、元り無遲滯可致返濟ゐ、

右ミ趣三郷町中可觸知者也〇圖二九七三及三一四〇を見よ、

圖四七四〇 二月十三日　江戸芝增上寺ゑ付金ミ事、

一江戸表芝增上寺一山相續方御手當爲貸附、元金三千兩被下之、猶又一山自分金等差加へ、江戸幷大坂堺迄も貸附、御道具修復其外一山永續方ミ儀、於江戸表願ミ通被仰付、當表鳩町一丁目ニ貸附取扱所取建、增上寺出役淨勝寺幷ニ當表西寺町宗念寺致支配ゐ間、望ミ者ハ相對ミ上可借受ゐ、尤〔右貸附ミ儀ハ外〕寺院貸附金共迄、一山相續方御手當ミ御趣意〔を以〕、此度貸附御免ミ儀ニも有之、御大切ミ御修復料金ニゐ間、借受ゐ者其旨得と相心得、限月元利無相違可致返濟ゐ、

右ミ通三郷町中可相知者也、

圖五三九 十二月廿一日　紀州熊野三山御貸付金ミ事、

紀州熊野三山ハ從公儀御寄附金幷差加金取交、都合拾万兩ミ内引分ケ、當表江戸堀四丁目尼崎屋太七支配借屋□川屋善太郎居宅幷攝州兵庫津東出町渡海屋次兵衛支配家屋敷ゐて、貸附所取建、紀伊殿役人右三山社家惣代共出張、貸附取扱ゐ間、望ミ者相對ミ上可借請ゐ、尤不輕御寄附金ミ義ニゐ間、借請ゐもの共い其旨相心得、限月元利無間違可致返濟ゐ、

右ミ趣三郷町中可觸知もの也〇圖五七〇七及六〇一六を見よ、

申十二月〇南組惣年寄の副書日付は廿一日なり、

伊　賀
山　城

（御觸書井承知印形帳）

（同上）

達二二五 同日 知恩院宮金銀貸付所之事、

本町壹丁目
和泉屋金七支配借屋
磯川屋芳兵衞旅宿

知恩院宮家士 井上修理

知恩院宮貸附金銀之儀、右旅宿ニ而取扱候事○圖二二九五を見よ、

圖六〇九 十二月六日 宮門跡方其外諸名目金銀、當表貸付願濟之口ゝ貸付方之事、

宮門跡方其外諸名目貸付金銀借り受候節、彼是失費（冒）之（巻二）ものも有之、其上返濟滯之砌、其筋ゟ被呼出、往還等ニ而多分之雜費相掛り、難澁相迫、倶ゝ欠落いたし候ものも有之哉ニ相聞、右ハ元來貸附之趣意無弁別借受候故、右躰之及仕宜候義ニ而、於當表貸付願濟之向ゝ、

一妙法院宮御抱大佛殿修復料金貸付○圖二三八七を見よ、
一青蓮院宮御祠堂金貸附〻圖二三一〇を見よ、
一知恩院宮御用意金貸付〻圖二二九五を見よ、
一靈鑑寺宮御（回）廻向料并祠堂金貸付○圖二二四六を見よ、
一光雲寺祠堂銀貸付○圖二三八四を見よ、
一泉涌寺祠堂銀貸付○圖五七九一を見よ、
一靈源寺祠堂銀貸付○圖二三五九を見よ、
一高野山大德院修復料金貸付○圖一二三二を見よ、
一紀伊殿用途金貸付○圖五六五〇を見よ、
〔一紀州熊野三山修復料金貸附〕（御觸帳）○圖六〇一六を見よ、
一紀州藏屋敷ニ而取扱ゝ江戸芝鑑（蓮）連社修復料金貸付○圖一八〇三を見よ、
一尾州藏屋敷ニ而取扱ゝ江戸芝天光院修復料金貸付○圖一五九九を見よ、

右之外諸名目金於當表ニ不取扱ゝ、右貸附之向ハ、最初借り受ゝ節利足先引ハ勿論、借受證文貸付所ニ而認遣し候とも、紙・筆・墨料等ハ無之、且右貸付之内ニも、立入町人共手次を以貸渡ゝ向も有之由ニゝへ共、都而口入料等ハ不爲差出、并濟方之儀ニ付、貸付所へ被呼寄出ゝ共、人足賃其外之諸雜費出財ハ無之事ニ而、且當表貸付所ニおゐて、他所支配場之ものゟ金銀貸渡ゝ節、釣印又ハ鍛印抔と唱、金銀借受不申、當表之ものゟ證文ゟ加印致ゝ義間ゝ有之哉ニ相聞、右躰之義ハ決而有之間敷筋ニ付、其段貸付方之ものゟも申渡ゝ條、右之次第相心得、借請ゝもの共返濟不差滯候樣、嚴重ニ濟方可致ゝ、尤他所ニ而願濟之諸名目金、於當表貸付候義ハ無之ゝ間、口入ハ勿論右貸付取扱ゝものニ、旅宿用所等貸ゝ儀、決而致間敷ゝ、若利德ニ拘り、右ニ携候歟、〔兼而〕（御觸帳）願濟之外、内ゝニ而差加へ金等いさし候ものも有之ニおゐてハ、吟味之上急度可令沙汰候、

右之通三鄕丁中可觸知ものゝ也、
寅十二月○本令諸書に十二月六日御觸とあり、

⑥ 豊心丹売の文献資料とその内容

達三六三二 二月廿七日 和州西大寺豐心丹相對賣弘之事、

和州西大寺役人
日留平右衞門

右西大寺諸堂大破、修復難及自力候付、同寺傳來豐心丹、攝州河州兩國在町ゟ巡行致し、望之ものゟ相對を以賣弘、右ニ付疑藥紛敷儀無之樣、右藥上紙ゟ西大寺と寺号相記し、尤押賣ヶ間敷儀も不致、望ニ寄候而も先方ゟ預ヶ置、壹ヶ年壹度宛引替候積ニ付、右兩國ゟ盤掛ヶ之儀願出、右願之通聞屆候間、三鄕町ゝゟ急度なく申通可置事○圖三〇九六を見よ、
二月廿七日

（森 令）

⑦ 寄進・献金の文献資料とその内容

參考 二二四 二月朔日 四天王寺寄進物町内家別ニ取集可申事、

新春之御慶目出度奉存候、然も昨年大地震ニ而、當山内諸堂社殊外及破損、就中（鼓）皷樓龜井堂等急ゝ再建仕度候得共、何分大造之儀ニ而、中ゝ難及自力、依之去秋兩度之彼岸御志料五ヶ年間御納被成下候ハヽ、右以助成追ゝ諸堂再建修（復）覆仕度、因て三鄕御町ゝ諸靈追善、并ニ去冬地震高浪等ニ而横死之靈、右兩樣とも永代彼岸毎、別段ニ大施餓鬼相營申度奉存候間、何卒御寧配を以、御町内御家別御取集御納被成下候樣、奉御賴上候、以上、

卯正月

四天王寺（寄）奇進處懸り

役人
世話方

別紙之通、四天王寺ゟ去春以來被賴出候ニ付、組合町ゝ相談候得共、區ゝニ相成、治定不致、其後度ゝ世話方中ゟ又ゝ被賴出候ニ付、尙又再應相談之上、組合ニ而も不取扱、町別ニ而取集可申決定仕、外町ニ而も去年以來被取集候向も有之候、依之町内義も當春彼岸ゟ家別ニ取集爲致ゝ間、志之輩も多少ニ不限、御（寄）奇進可被成ゝ、以上、

辰二月朔日

年寄

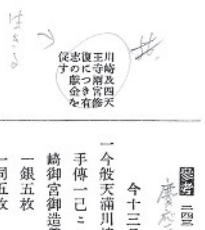

川崎及四天王寺廟宮修復に付き有志の醵金を従す

慶応元年四月十三日　天満川崎并四天王寺両御宮御修復ニ付、身元宜敷町人共ヲ御手傳ヲ出ル様、町ヶ御取計可有之事、

今十三日通達町ヶ丁代、惣會所ニ而物書中ヲ左し通被ヲ聞ル、

一今般天満川崎并四天王寺両御宮御修復ニ付、去子年中御觸（合点無し）有之ル通り、身元宜町人ヲ御手傳一已ニ而ヲ出ス様、組合町ヶ江可相達旨、御沙汰有之ル段被ヲ聞ル、尤天保十亥年天満川崎御宮御造營ニ節、身元宜町人ヲ一已ニ而御手傳差出ヶ候銀高名前、左ニ寫取置ル、

一銀五枚　伏見町道具屋勝兵衛　一同五枚　同町加賀屋作右衛門
一同五枚　炭屋町飾屋庄右衛門　一同五枚　同町庄兵衛
一同拾枚　同町加島屋覺兵衛　一同拾枚　同町佐渡屋市兵衛
一同五枚　同町鍵屋九兵衛　一同五枚　同町和泉屋伊太郎
一同壹枚　道修町壱丁目藤屋季六　一同壹枚　同町小西佑右衛門
一同五枚　同町内田屋惣兵衛　一同五枚　同町鍵屋利兵衛
一同拾枚　同町袴屋善兵衛　一同三枚　同所貳丁目鳴屋吉兵衛
一同壹枚　同町近江屋嘉兵衛　一同三枚　同所四丁目土屋長左衛門
一同五枚　同町加賀屋四郎兵衛　一同拾枚　古手町加島屋三郎兵衛
一同三枚　平野町壱丁目鍵屋儀兵衛　一同三枚　同町日野屋源之介
一同三枚　同町小西卯兵衛　一同五拾枚　平野町貳丁目茨木屋万太郎
一同拾枚　同町泉屋六郎右衛門　一金貳兩貳歩　同町油屋吉次郎
一銀五枚　本鞘町小西伊兵衛　一同三枚　本天満町田邊屋治右衛門

右ニ通御座ル、尤權現様御宮ニ儀ニ付、其外當時身元宜町人ヲも、一已御手傳被ヲ出ル様、其御町より御取斗ニ上、來ル廿日迄ニ、御寄附書付惣會所江直ニ御差出ニ可被成ヶ、以上、

但、前書名前ニ内當時相替り、御寄附志無之向ニ、御斷ニ不及ル（「聞録六」四七頁より通達年巻）

丑四月十三日　本天満町

二　寺社名目銀形態七種類と時代区分の特徴―大阪と江戸の比較

前号では彦根藩の祠堂金の資料分析を行い、祠堂金記録の対象となった世田谷二十ケ村の家族構成と豪農の下人経営との相関関係から世田谷二十ケ村を支配する地主手作経営の中世的特質を抽出し、速水融の「近世農村の歴史人口学的研究」の学説を世田谷二十ケ村の豪農経営の中に見出し、確認を試みた。しかし、その後において世田谷二十ケ村において再たび祠堂銀によって苦しめられ、村落の衰退、ひいては崩壊する危機に陥っている事態が生じる。彦根藩は前回の大洞弁財天建立資金として鳥目の寄進を世田谷二十ケ村代官大場市左衛門に指示するのである。

他方、大場家の分家（市左衛門）から本家（弥十郎）へ代官職が移ったのは寛政五年（一七九三）のことである。既に、彦根藩は世田谷上町に在る豪徳寺を江戸での菩提寺として位置づけ、その寺院経営の安定化を計るため豪徳寺祠堂金の貸付（一割の利子付）を世田谷二十ケ村に課し、その高利子の収入で豪徳寺の経営を安定的に営なんでいた。例えば三千両の一割利子は年三百両となり、飢饉、不作、そして災害の時には世田谷二十ケ村の破綻に陥し込む負担となる。世田谷二十ケ村の衰退をも引き起こしかねないこの豪徳寺祠堂金の問題は世田谷二十ケ村だけの問題でなく、既に前述したように大阪の金融市場を背景にして全国的現象と化するのである。このため、大阪の金融市場がこれら寺院の名目銀形態（七種類）の引受市場となって、全国に世田谷二十ケ村の苦しみを拡大することになるが、とりわけ、寺院の名目銀形態を富興行として大規模に展開しているのである。

こうした大阪の寺社富興行は大阪の「天下の台所」を背景にして大規模に発展し、江戸の寺社富興行での最大である根津神社の発行札数三万六千枚に対して十二万枚と約四倍弱となっている。ちなみに、江戸の寺社富興行の発行札数と損益規模は次の図表-4に示される。

この図表-4から窺えるように、寺社の富興行は札数が多ければ多いほど札発行への純益率を高める傾向となる。それゆえ、寺社は札発行数を大規模にして純利益率を高めようとする。富興行の規模が小規模な段階では利益率が三十％台となる。札発行が中規模の二万札を超えると利益率は四〇％から五〇％への上昇傾向が見出される。

江戸の寺社富興行は、大阪より早期に普及し、「元禄～享保期にさかんになり」「「御免富」として公的に認可されたもののみが興行を許され、そのシステムが確立したのである。これは、財政が逼迫していた幕府にとり、拝領金など寺社への直接的な資金援助は重い負担でもあり、さらに博打を、寺社の境内という聖なる空間に封じ込めるねらいがあった。」（「ビジュアル・ワイド江戸時代館」３５４頁）とされている。

江戸の寺社富興行は元禄―享保期に勃興し始め、文化―天保期にはピークを迎える。これに対し、大阪は寛政期（一七八九―一八〇〇）に寺社富興行の小規模な形で展開し、そして天保期（一八三〇―一八四三）に大規模化してピークに達する。しかし、大阪の寺社富興行は「天下の台所」の衰退と歩調を合わせたかのように漸次後退し始めるのである。

大阪の金融市場の発達ピークは寺社名目銀形態の第二類型である「富興行」の大規模な富札発行のピークと重なることとなる。

図表-4 『江戸大富集』にみる文政末年ごろの富興行一覧

	興行場所	興行主	興行月	興行日	発行札数	組数	札料（１枚）	最高賞金額	最大倍率	売上高	賞金支払高	売上純利益	当選率（%）	純益率（%）	必要販売枚数
1	目黒不動	同　所	毎　月	5日	4,000	1	金2朱	100両	800	500両	354両	147両	2.50	35.52	2,580
2	湯島天神	〃	〃	16日	4,000	1	金2朱	100両	800	500両	354両	147両	2.50	35.52	2,580
3	両国回向院	〃	〃	9日	5,000	1	金2朱	100両	800	625両	403両	223両	2.00	41.36	2,932
4	谷中感応寺	〃	〃	18日	3,000	1	金2朱	100両	800	375両	289両	87両	3.33	29.60	2,112
5	浅草金龍山	〃	〃	22日	20,400	1	銀2匁5分	100両	2,400	850両	529両	321両	6.86	56.77	8,820
6	茅場町天神	山王御神主	3・6・9・12	4日	30,000	5	銀2匁8分	300両	6,429	1,400両	818両	582両	5.00	48.08	15,575
7	銀町白旗社	嵯峨御社	1・4・7・10	27日	20,000	2	銀6匁	300両	3,000	2,000両	1,297両	603両	7.00	36.87	12,627
8	愛宕前薬師	富士山本宮	2・5・8・11	13日	24,500	7	金1朱	150両	2,400	1,531両	1,044両	487両	31.42	38.32	15,111
9	神　明	南山科御殿	〃	25日	20,000	4	金1朱	300両	4,800	1,875両	1,316両	559両	26.00	38.71	18,387
10	西久保八幡	同　所	1・4・7・10	13日	20,000	4	銀2匁	90両	2,700	667両	397両	270両	6.00	45.41	10,918
11	神田御社	〃	2・5・8・11	26日	27,000	3	銀2匁5分	150両	3,600	1,125両	680両	445両	7.40	45.35	14,757
12	福徳稲荷社	足利金剛山	3・6・9・12	7日	24,900	3	銀2匁5分	90両	2,160	1,038両	545両	493両	6.02	52.67	11,787
13	室町福徳稲荷	同　所	2・5・8・11	7日	35,000	5	銀3匁2分	300両	5,625	1,867両	1,006両	861両	11.43	51.65	16,924
14	杉ノ森稲荷	陸奥一ノ宮	〃	11日	25,000	5	銀2匁5分	150両	3,600	1,042両	568両	474両	4.80	52.83	11,792
15	杉ノ森稲荷	江ノ島宮本院	1・4・7・10	7日	20,000	2	金1朱	150両	2,400	1,250両	765両	485両	8.00	43.44	11,313
16	根津神社	同　所	3・6・9・12	26日	36,000	4	金1朱	300両	4,800	2,250両	1,545両	705両	4.44	41.50	21,061
17	杉ノ森稲荷	氷川明神	〃	11日	24,500	7	銀2匁7分	150両	3,333	1,103両	615両	488両	6.53	48.86	12,529
18	茅場町薬師	上州一ノ宮	〃	23日	27,000	3	銀3匁3分	150両	2,727	1,485両	989両	496両	10.74	40.33	16,112
19	杉ノ森稲荷	三州妙心寺	〃	13日	21,000	3	銀3匁	150両	3,000	1,050両	600両	450両	7.14	48.18	10,883
20	麻布東福寺	同所（七仏薬師）	1・4・7・10	19日	25,000	5	銀1匁8分	90両	3,000	750両	460両	290両	6.80	45.45	13,637

⬆『江戸大富集』の富くじの興行日や札料（代金）を表にしたもの。庶民は2000～3000倍の倍率を勝ち抜いて90～300両の賞金を手にした。興行側は40～50％ほどの利益を見込んでいたが、採算をとるには大量の札を売りさばく必要（必要販売枚数）があった。寺社の興行には、低倍率の毎月継続型と高倍率の３年間の期限つき年４回型とがあった。
（「ビジュアル・ワイド江戸時代館」355 p）

富興行が寺社名目銀形態で半数以上を占め、寺社経営の主要な資金源となっていたことは既に明らかにした所である。初期において富興行は文政期前半（１８１８―１８２９）において、②富興行の文献資料Ｂの林丘寺で富札二万枚、Ｃの妙法院の一万八千札、Ｅの座摩宮の札数三万枚、そしてＦの北岩蔵実相院の札数三万枚、また、Ｈ生玉明神の札数一万五千余等である。しかし、文政期後半においては富興行の大量発行へ移行する。すなわち、Ｉの大乗院、Ｊの寶鏡寺、Ｋの相州鎌倉扇谷英勝寺及びＬの江州多賀大社も札数三万を数え、これまでの富興行における一万五千の二倍に達する。大阪の金融市場と商品市場も寺社の名目銀形態の大規模化、大衆化と歩調を合わせるように日本経済の頂点に登りつめ、経済都市大阪の地位を確立し、政治都市江戸と共に日本の中枢に位置するようになる。経済及び商法において大阪の急成長とその発達は、㈠堂島米市場への全国からの米廻送による米取引の確立、㈡堂島米市場への米の全国的入札取引を裏付ける両替屋と札差による金融市場の発達、そして、㈢畿内・兵庫の油・木綿工業そして酒造り業の商品を江戸廻り商品として大阪から樽前廻船・菱垣廻船によって大量輸送の発達を遂げたこと、㈣全国規模の米取引を可能にする大名への貸付金融と、為替・手形の発行、他方、全国から商品、原料（油の絞草、綿、酒造米等）への大阪への廻送を確保するため大阪の問屋・仲買からの貸付金、融資による信用供与等によって達成される。こうした⑴全国の米取引、⑵大名融資、⑷江戸廻り商品の大量取引とその信用供与等が大阪を日本経済の中枢に据え、大阪の金融市場を強靭化する要因と化す。

かくて、大阪の金融市場が全国の中枢として確立すると、全国の寺社名目銀形態は大阪の金融市場から寺社の経営資金の供給とその金融市場での富発券・信用取引そして融資を求め、大阪へ集中することとなる。

この大阪の金融市場を最大限に利用し、活用したのは熊野三山であり、紀州藩の支持を背景に最大の富興行と貸付業とを展開する。すなわち、紀州熊野三山は、⑴Ｄ文政九年の富興行が札数拾八万枚、⑵Ｍ天保二年の札高十二万枚、⑶Ｔ天保四年の札数十二万枚、そして⑷Ｃ天保七年の紀州熊野三山御貸付金拾万両の実施をするのである。

②富興行のはなばなしい大衆への熱狂的受け入れに対し、①祠堂銀と③勧化とは古典的な寺社の名目銀形態である。②富興行が大衆の賭け心、掛け勝負熱を燃え上がらせる投機的心理を利用するのに対し、逆に③の勧化はむしろ寺社側の地道な地方巡りの努力によって大衆、とりわけ「だんな」への信仰を求め、または、「檀越（だんおつ）」「檀家」の信仰心に頼る宗教活動の本家筋として定着する。

寺社の名目銀形態が②富興行の衰退から漸次、③勧化、④寺社の札配布、⑤貸付金、⑦寄進・献金へと移行していくが、こうした、寺社の名目銀形態への変化は、大阪の金融市場と商品市場の衰退を背景に進行し、時代区分の移行を特徴づける。

何故、大阪は金融市場、そして商品市場の地位を喪失し、兵庫との激しい競争の結果、後退したのか。次にこの問題を課題にする際、大阪の金融市場、商品市場の強靭さをもう一度再検討することがその衰退への原因を明らかにする一つの手懸（てがか）りを得ることになると考え、次に大阪の金融市場、商品市場の構造とその衰退とを検討する。

三　大阪の商品流通市場、金融市場、御用金市場の三位一体構造の発達と衰退過程

1　大阪の産業都市構造の発達

大阪は「天下の台所」と見做され、江戸の政治都市に対し、経済都市として徳川幕藩体制の約二百六十年余りを支え、君臨して来た。この「天下の台所」の中味は㈠商品流通市場、㈡金融市場、そして㈢御用金市場の三位一体構造として発達するのである。しかも、大阪が「天下の台所」として、とりわけ有名になったのは㈠商品流通市場の発達によるのである。

(1)　大阪の商品流通市場の構造と「天下の台所」の経営史分析

大阪が「天下の台所」と発達することになったのは、二つの要因、つまり㈠堂島米市場への全国米の集合とその米売買、とりわけ大名の年貢米取引に由り、㈡全国の産物、原料及び商品を大阪へ集め、さらに完成品にした上で綿、木綿、油、砂糖、薬品、鉄、鰹節、塩、乾物等を江戸廻り商品として樽前廻船、菱垣廻船によって大量に江戸へ廻送することに見出すのである。

享保十一年（一七二六）、大阪城代酒井讃岐守は「大阪入津貳百石以上廻船一ケ年」の「入津回船数」を調査し、次の図表-5の廻船数を発表した。

図表-5　享保十一年（一七二六）廻船数并貳百石以上入津廻船之事

－大坂廻船貳百二拾三艘	拾七石積ヨリ千五百石積迄
－他国廻船拾三艘	七百石積ヨリ千五百石積迄 大坂名前

（「大阪商業史資料」第十七巻「運輸及船舶其ノ二」17-189 頁）

この図表-5から窺えるように、享保十一年（一七二六）には大阪から江戸廻り荷物は主要に大阪を起点とする(1)大阪廻船貳百二拾三艘と(2)「大阪名前」の他国廻船拾三艘とによって運ばれ、商品流通を陸上から海上へと移行させるのである。江戸廻り廻船の航路を開始し、確立したのは菱垣廻船である。

徳川幕藩体制が二百六十年余り発達しえた一つの理由は、陸上から海上輸送へ転換し、とりわけ、大阪から江戸廻り廻船によって大量輸送に成功しえたことである。「天下の台所」大阪の発達と経済成長は海上輸送に由る大量輸送という技術革新に求められる。こうした大阪の江戸廻り商品は海上輸送によって大量運輸を可能にされ、大阪の経済を徳川幕藩体制の中枢へと育くむ要因と化すのである。

とりわけ、江戸廻り商品の大量輸送は江戸市民の生活必需品、つまり、(1)酒、(2)油、(3)木棉そして(4)繰綿等を中心とする。

次の図表-6は元治元年（一八六〇）の九月から十二月迄の一ケ月毎の江戸廻り商品の輸送高を纏めたものである。

図表-6　大阪の江戸廻り商品高と積船数
元治元年（1860 年）八月中

商品		積船数	月
(1)　酒	4,981樽	33艘	子　九月
	7,715〃	45〃	子　十月
	7,645〃	63〃	子　十一月
	11,284〃	68〃	子　十二月
	1,798〃	7〃	子　十二月
	1,314〃	12〃	丑　二月
(2)　油	4,156樽	13〃	子　九月
	2,671〃	11〃	子　十月
	4,272〃	23〃	子　十一月
	2,724〃	14〃	丑　正月
	830〃	3〃	丑　二月
(3)　毛綿	110個	6〃	子　九月
	742〃	11〃	子　十月
	1,496〃	20〃	子　十一月
	831〃	7〃	子　十二月
	1,140〃	15〃	丑　正月
	354〃	3〃	丑　二月
(4)　繰綿	336本	1〃	子　十月
	1,965〃	19〃	子　十一月
	483〃	7〃	丑　正月

「大阪商業史資料」第十七巻　17-202

この図表-6から解るように、大阪の江戸廻り商品は畿内の農村工業において移入される原料、或いは半製品を完製品として仕上げる酒、油、木綿そして繰綿等を中心に構成されている。大阪及び兵庫は二毛作の農業を発達させ、米の収穫後に綿作を植え、さらに織元によって木綿工業を営なみ、木綿製品を作るが、原料の綿花を輸入して大規模な生産（マニュファクチュア）、或いは問屋制家内工業を展開する。大阪では問屋、或いは仲買が木綿の生産に進出し、家内工業からマニュファクチュアへの発展を広汎に展開する。

他方、油製品も兵庫、畿内で農村工業として水車動力によって菜種、或いは綿実を圧搾してマニュファクチュア、さらに、問屋制家内工業を展開する。酒造業も京都、伏見、灘そして大阪、畿内でも原料となる米を大量に農村から、或いは西国、九州、そして四国から移入して大規模に酒造し、江戸廻り商品として兵庫と大阪の間で激しい競争を展開させている。

大阪の「天下の台所」は全国からの移入と移出との拡大再生産によって果されているが、その中でも全国から大阪廻りの発達によって達成されることになるが、この大阪廻りへの集荷に大阪の問屋、株仲間の金融的貸付、融資等によって促進しようとして天保十三年に次のように展開される。

図二〇二七　同　日　國々ゟ積登ル諸色、荷主船頭ゟ氣請宜敷様取引、深切を盡し可ヲ事、被仰渡ル御請證文ゟ事

追ゝ御觸達ゟ趣ヲ渡ル通、都ゐ株札・幷問屋・仲間・組合等差止、素人直賣買勝手次第ゟ御趣意、一同難有承伏（服）いゐしル儀ニハ可有之ゝ得共、下賤愚昧ゟ者等心得違無之ため、猶又今日ヲ渡ル趣可承ル、

一大坂表ゟ儀ハ、諸國取引第一ゟ場所ニゐ、諸色ゟ義土地産物とヲハ無之、何ゟも諸國ゟ積廻ル分、何品ニハ不寄、其筋々ゟ商人共手廣ニ引請、賣買いさし、江戸其外諸國入用ゟ品も多分大坂ゟ積送り、其外ニ不足を補、諸色平均相場ゟ元方ニゐ、諸國見競相成、金銀融通も宜敷（ゟ）ニ付、世俗諸國ゟ臺所ゟ相唱、取引多端ゟ所柄（柄）ニ付、國々荷主船頭ゟ氣向も相進ミ、專當所を目當ニ積廻來ルニ付ゐハ、諸色及潤澤、高直ゟ品も下直ニ押移、諸民ゟ助ニも相成、彌增取引及多端ニ、土地ゟ繁榮ハ勿論、大坂より諸國へ積送ル分も、右ニ准し手厚く行屆、夫々相持ニ融通宜、正路ゟ賣買いゐしル義ニ有之、右懸引ゟ義ハ全大坂町人共ニ限りル義ニゐ、下賤ゟ身分を以、諸國融通ゟ大要を取扱ル段、冥加ニも相叶、他國ゟ者ゟ不及廉々有之上ハ、先前よりゟ振合を不取失様、第一ニ心掛ケ可ヲ處、無其儀、近來大坂町人共義、土地ゟ融通諸國ゟ差障をも不厭、兎角ニ一己ゟ利欲ニ耽、是悲（非）大坂ゟ可積廻と見込ル品ハ、船間を見掛、相場引上、追ゐ廻着ゟ期ニ至、態と相場を引下、他國荷物を踏付買落、不筋ゟ德用を貪、或ハ仕切爲替銀等ゟ渡方も、勝手儘ゟ差引致、其外不實ゟ仕向を以、爲致手懲、荷主船頭ゟ氣請ニ拘ルニ付、國々ゟ者も手段を構（構）、再度上方ゟハ不積登、中國瀬戸（筋後）内等ニゐ途中賣いさし、邂逅大坂ゟ相廻しゝゐも、直待ず唱、商人共ゟ荷物預り置（ケ）、不賣放、又ハ最寄浦付ゟ場所へ積替、致商内ル分有之仕儀ニ相移りル義も不心付、却ゐ拂底ゟ品を買ゞ持圍ひ、或ハ糴賣糴買致、剩大坂へ入津已前、途中ゟ出張、直段糴上ケ買取ル者も有之事ゟ由相聞、以ゟ外ゟ儀ニ有之、（畢竟）右等ゟ流弊ゟ大坂ゟ廻着相減、諸色不融通、直段高直ニ至ル一端ニ可有之、元來大坂町人共儀、右躰當所へ可積廻品を、外々ニゐ賣捌ゝ様成行ル次第、外聞實儀歎ケ敷可存筈ニル上ハ、急度相愼ミ、以來一時ゟ德用ニ迷ひず諸國對用ゟ場所ゟヲ本意を朝暮相弁、荷主船頭ゟ氣請をも心配いさし、銘々深切を盡し、何ゟニゐも國々ゟ諸色不積廻ルゐハ、夫々渡世ゟ詮無之ゟ一圖ニ心得、取引大切ニ相勵ゝハヽ、荷主船頭共ニおゐても、其實意を感得いさし、是迄不相廻品をも、此後持込ル次第ニ相成、先前ゟ振合ニ相復、一般ニ大坂を目當ニ積廻ゝ様可押移ゟ必定ゟ儀、左ゝハ（ゟ）彌取引手廣相成り、土地ゟ繁榮ハ不及ヲ、自他ゟ融通相甘キ、諸色潤澤ニ至、身薄ゟ者も今日を安樂ニ暮ルハ、右積善ハ必銘々ゟ子孫ニ報可ヲ間、御國恩冥加を存、相互ニ力を添、産業を誠實ニ相營、成丈諸色下直ニ可致賣買ル、自今以後御觸面を背、ヲ渡を不相用、不直ゟ取斗致ルもの相聞ルニおゐてハ、無用捨召捕、嚴重ニ可及沙汰ゝ間、其節後悔致ルゐも、其詮無之事ニ付、一同心得違無之ゐめ、譯ゐヲ諭ル儀ニゝ間、其旨を相心得、其方共ゟ組合町々ゟ不洩様可ヲ聞ル、

右ゟ通被仰渡、一同難有承知奉畏ル、仍ゐ御請證文如件〇圖五五六〇・五五三一・圖二〇三四・及圖二〇八〇を見よ。

寅四月　　前　同　斷印

大阪が移入原料、半製品を加工して、その完製品を江戸廻り商品として移出する形を取る産業都市、或いは生産都市の側面を有するか

らこそ、大阪は「天下の台所」と見なされるのである。そうした大阪の産業都市としての特徴について文政十二年（一八二九）十月廿五日、大阪東奉行は掛りである大塩平八郎の前で次のように述べる。

演舌書

當表者富庶繁花ゝ土地ゆゑ、工商ゝ者何成共所業商賣を出精骨折いさーゆゑ、渡世出來易キ義者、他所ニ勝りゝ故、富人ゝ論なく下戸ゝ家ゝも其利を利とし、其樂を樂ゝ、父母を養ひ、子孫を鞠衣食ゝ資等、不自由無之義ニゝへとも、三郷ゝ竈凡十万近き有之、其内ニハ老妻ニゆ子も無之、幼少ニゆ親ニ相離ゆ零丁孤獨ゝ類、其餘孫子多く、自力ニ難養ゝへとも、親類縁族無之ニ付、其身ゝ困窮愁苦を告者なき程ゝ貧人有之間敷とも難被決、若右躰ゝ貧人有之ゝハゝ、米穀諸色豊給ゝ時節ニゆも、其身其家丈ハ實ゝ飢餓ゝ荒年も同事ニて、誠可憐事共ニゝ、（無）不頼ゝ工商老若身持不行跡等より、父祖ゝ家業を失、或非分ゝ財利を可儲と、天理人道ニ背ゆ種ゝゝ巧事ニ心力を盡、反ゆ流浪漂泊ゆさー、刑戮を免レ居ゆ者とハ、一向譯違、前書ゝ貧人ハ不幸ゝ良民ニ付、以來手當救方可有之ゆ間、無屹度三郷町ゝ相調、右躰不幸ゝ良民有之ゆハゝ、時ゝ御役所ゆ可ゆ立ゆ、呉ゝ貧苦ニ迫ゆ共、不幸ゝ良民ニ無之もの者、篤（と）得入念、混乱不致樣取調可ゆ儀、尤肝要ゆ事○（原書第一三）丑十月（廿五日）（原書第七）

〔東御奉行ゆ被仰出候て、大塩氏○平八郎掛りゝ由、〕

（「大阪市史」第四巻　九一六頁）

大阪は「富庶繁花之土地ニテ、工商之者何成共所業商売を出精骨折いたし候ハバ、渡世出来易キ義者、他所ニ勝リ候故、富人ハ論なく下戸之家ニモ其利を利とし、」て富裕な生活をしていると見做す。かくて、大阪は工商の「富庶繁花」の産業都市と位置づけられている。しかし、大塩平八郎は逆に「困窮愁苦」の「貧人有之」窮乏都市と胸の中でつぶやき、後の乱を秘めながら町奉行の演説を静かに聞いていたのである。

大阪の産業都市としての発達は原料、半製品の移入と、江戸廻り商品の移出とを中心にすることから次の図表-7となる。

この図表-7から次の二点が重要な点となる。第一は移出の点から見ると、大阪の産業都市における中心製造業は(1)菜種油、(2)綿、木綿そして(3)長崎下りの銅である。前述したように、畿内農業は米作と綿花の二毛作を発達させ、とりわけ綿花を原料として木綿工業を農村工業の織元によってマニュファクチュアの発達を見、或いは都市に於いては問屋、仲買人が問屋制家内工業を発達させている。大阪での移出における「縞木綿」（二位）「白木綿」（四位）そして「繰綿」（七位）等が上位を占め、木綿工業が国民的産業として発達しているのが窺える。

図表-7　大坂における主要商品移出入表（正徳４年＝1714）

順位	移入 品名	銀額（貫）	%	移出 品名	銀額（貫）	%
1	米	40,814	14.24	菜種油	26,005	27.15
2	菜種	28,049	9.79	縞木綿	7,066	7.38
3	材木	25,751	8.99	長崎下り銅	6,588	6.88
4	干鰯	17,760	6.20	白木綿	6,265	6.54
5	白木綿	15,749	5.50	綿実油	6,116	6.38
6	紙	14,464	5.05	古手	6,045	6.31
7	鉄	11,803	4.12	繰綿	4,299	4.49
8	掛木	9,125	3.18	醤油	3,899	4.07
9	銅	7,171	2.50	万鉄道具	3,750	3.91
10	木わた	6,705	2.34	油粕	3,267	3.41
11	煙草	6,496	2.27	万塗物道具	2,840	2.96
12	砂糖	5,614	1.96	小間物	2,838	2.96
13	大豆	5,320	1.86	胡麻油	2,089	2.18
14	塩	5,230	1.83	やきもの	1,574	1.64
15	小麦	4,586	1.60	酒	1,200	1.25
16	塩魚	4,156	1.45	雪踏	1,174	1.23
17	胡麻	4,129	1.44	鍋	966	1.01
18	綿実	3,920	1.37	傘	650	0.68
19	生魚	3,475	1.21	万荒物	569	0.59
20	毛綿紹	3,430	1.20	釜	536	0.56
21	布	3,401	1.19	革足袋	507	0.53
22	絹	3,013	1.05	木綿	503	0.53
23	やきもの	2,876	1.00	万木地指物	496	0.52
24	畳表	2,866	1.00	櫓	479	0.50
25	嶋木綿	2,832	0.99	長崎下り万商売物	400	0.42
26	苧	2,815	0.98	戸	318	0.33
27	唐薬種	2,788	0.97	革羽織	312	0.33
28	炭	2,504	0.87	ろうそく	309	0.32
29	かつおぶし	2,178	0.76	菓子	308	0.32
30	京織物	2,066	0.72	素麺	211	0.22
	その他	35,475	12.38	その他	4,221	4.41
	総額	286,561	100.00	総額	95,800	100.00

大石慎三郎『日本近世社会の市場構造』より

第二点は移入の点における原料、米そして半製品の移入である。移出額が合計銀九万五、八〇〇貫であるのに対し、移入額は銀二八万六、五六一貫と、移出額の三倍であり、全国からの大阪廻りへの集中を大規模に示している。移入額の大部分は陸送より海上輸送の船舶によってなされている点について前述したところである。大阪は住友家の銅鉱山（別子銅山―四国愛媛新居浜）の鉱石を貨幣へ鋳造し、或いは銅製品へ加工するか、長崎への中国向け貿易支払手段として転送される関係から全国の銅を大阪へ集約させている。大阪の産業都市を支えている一つの重要な側面でもある。また、移入の七位に鉄が入っている。鉄は砂鉄を意味するが、江戸時代において早くから東北と中国地方、とりわけ、島根、広島そして岡山では砂鉄の産地として知られ、その加工するたたら炉は特権的マニュファクチュアとして大規模に営なまれ、日本刀、農具のスキ、クワそして貨幣の銭金（ぜにかね）として加工される。大阪の産業都市はこうした鉄、銅産業そして造船業の重工業をもう一方の柱にしている。

しかし、移入の一位は米であり、「天下の台所」の所以（ゆえん）は米の全国からの移入にある。移出の一位は菜種油の銀二万六千貫余りに対し、移入の一位は米の四万貫強であり、移入の菜種油に対して一・六倍強の大きさである。それゆえ、大阪が「天下の台所」と云われる一つは全国から廻送される米の移入量に込められていることから、大阪の商品流通市場に占める面について次に明らかにする。というのも、米は万物の価格を上下させる尺度と云われ、飢饉、不作が続くと、徳川幕藩体制は衰退から崩壊への道を辿（たど）る原因となる。都市では米屋の打ち壊し、農村では一揆となって、世直し＝新政府の樹立をスローガンにする要因ともなる。

2　大阪の商品流通市場―米を中心に

大阪の商品流通市場は前に掲げた大阪の移入・移出図表-7に要約されるように移入での米と移出での菜種油とを中心に発達する。しかも、米の移入は十四％強の割合である。

米価の騰貴と下落は両方とも大名、農家及び町民の生活に大きな影響を及ぼすことから、その中間に米価を安定的に維持することは米価政策の基本となる。中間点の米価は九州肥後米（熊本）の一石六十匁を維持し続けることを政策の目標としている。

徳川幕藩体制の長期政権が可能となった一つの理由は、米価政策を基調とする商法（問屋制・株仲間）によるカルテル価格の安定を経済政策の二本柱とすることに求められる。こうした米価政策と商法の経済政策とは三大改革によって推進されている。

田沼意次は米価政策の安定を計り、米価の中間価格（一石六十匁）に対応する万物のカルテル価格の維持を担う問屋・株仲間の組織を積極的に推進し、確立する。と同時に、田沼意次は、享保の改革で直面する「享保の飢饉」対策として大規模な開拓事業に取り組む。

次の図表-8は徳川幕藩時代の三大改革に共通する飢饉と農民一揆との関係を表わしている。

この図表-8から窺えるように、田沼意次の享保改革での農民一揆は百件前後であったが、次第に右肩上りの傾向を強め、寛政の改革（松平定信）では天明飢饉で農民一揆が二百件を超える。この寛政の改革は飢饉と米価高騰とによって崩壊する、或いは潰れ農民の都

図表-8　農民一揆と飢饉の関係

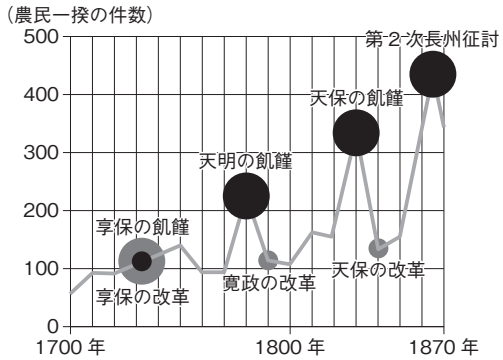

市への流入によって都市に大量の下層困窮者層を沈殿させる。松平定信は倹約令と農民の帰村政策を進め、さらに軽犯罪人と没落農民を佐渡の金山、或いは佃島の労役所へ送り、近代的自由労働者層の成立へ導こうとする。しかし、徳川幕藩体制を崩壊させ、さらに、大阪の「天下の台所」を衰退させる結果へ導いたのは水野忠邦の天保の改革である。水野忠邦は物価高騰を抑制し、価格下落へ導こうとするため、問屋・株式仲間の口銭と冥加金・運上金の廃止で、これらの種々な手数料、報酬・上納金の減少分だけ物価の引下げを計ったが、結果としてむしろ物価高騰を促すこととなった。問屋・株仲間のカルテル価格が物価の中間的維持を支えてきたが、廃止によって商・工業の価格均衡化の支えを取り払ってしまったのである。問屋・株仲間の廃止は商工業への自由な参入を許し、価格競争によってせり買い、せり売り、そして囲い、他地方への商品販売を自由に取引するのを可能にしたのであり、自由主義経済への移行を促がし、経済の混迷へ導くのであった。とりわけ、大阪は江戸より問屋・株仲間の強靭性を誇っていたが、「天下の台所」を支えていた大黒柱を喪失することとなる。

次に、肥後米一石が銀六十匁及び金一両となる場合は米価の中間価格の尺度として位置づけられるが、各時代の米価変動は次の図表-9として現れる。

図表-9　米一石米価格（匁、分、厘）

年號	米一石に付
天明七	肥 一〇匁、六分、二〇厘
八	肥 八一、五〇
	肥 七八、二〇
	肥 六六、〇〇
寛政元	肥 六五、五〇
	肥 五六、〇〇
	肥 五五、七〇
二	肥 五四、五〇
	肥 五五、五〇
	肥 七七、五〇
三	肥 九二、〇〇
	筑 七七、二〇
四	筑 八九、六〇
	筑 六四、五〇
五	筑 五五、〇〇
六	筑 六四、五〇
	筑 五五、七〇
七	筑 七七、〇〇
（寛政改革）	筑 七七、六〇
八	筑 七一、〇〇
	加 五八、〇〇
享和元	肥 六八、〇〇
	加 五二、〇〇
二	肥 六二、〇〇

年號	米一石に付
享和三	肥 六三、〇〇匁、分、厘
	加 五一、〇〇
文化元	加 四五、〇〇
	肥 五四、〇〇
二	加 五〇、八〇
	肥 五五、〇〇
	加 五六、〇〇
三	肥 五七、〇〇
	加 五五、〇〇
四	肥 六八、〇〇
	加 五五、〇〇
五	肥 八〇、〇〇
	加 五二、〇〇
六	肥 五六、〇〇
	加 四七、〇〇
七	肥 五四、〇〇
	加 五三、〇〇
八	肥 五五、〇〇
	筑 五八、六〇
文政元	肥 五四、五〇
	肥 五三、八〇
二	肥 五一、五〇

年號	米一石に付
文政三	肥 五〇匁、分、五〇厘
	肥 六二、五〇
四	肥 六二、五〇
	中 四七、五〇
五	中 四八、二〇
	中 五九、〇〇
六	中 五九、四〇
	中 六四、〇〇
七	中 六四、〇〇
	筑 六〇、五〇
八	中 六〇、四〇
	中 七五、五〇

年號	肥後米
天保元	八八、五〇匁、分、厘
二	七四、〇〇
三	七七、五〇
四	一一八、八〇
五	一一九、〇〇
（天保改革）	七三、六〇
六	八七、五〇
七	一五一、五〇

（「大阪市史」第二巻　254、256、470 頁より作成）

図表-10　米価格１石＝60匁の変動表

		60匁以上	１石＝60匁	60匁以下	合計
天明	七	106			
	八	78			
寛政	元	65			
	二				55
	三	77			
	四	92	筑後		
	五	64	筑後		
	六		筑後		55
	七	77	筑後		
	八	71	筑後		
享和	元	68			
	二	62			
	三				加賀51
文化	元				45
	二				55
	三				57
	四	68			
	五	80			
	六				56
	七				54
	八				53
	九				55
文政	元		筑後		58
	二			肥前53	
	三	肥前62			
	四		中		47
	五		中		59
	六	64	中		
	七		筑60		
	八	中75	75		
天保	元	88	88		
	二	74			
	三	79			
	四	119			
	五	73			
	六	87			
	七	151			
	合計	22	1	14	37

この図表によれば肥後米一石六十匁を基準にして、上下の米価格動向を比較すれば、次の図表-10となる。

この図表-10によれば、三九年間の米価の上中下への変動年数を見てみると次の三点に要約される。

第一は、米価の中間価格点の年は三九年間の内、わずか一年であり、文政七年の筑前米価格である。米価の中間基準点への達成はほとんど維持されていなく、非常に困難であることが窺える。

第二は、米価一石六〇匁以下の安い米価格は三七年間の内、十四ケ年である。この米価下落は安い米価を意味する。この安い米価は大名と農民の所得収入の減少となり、生活苦に追い込むこととなる。したがって、幕府はこの安い米価を高騰させるため、資金を融資して米の買上げ、米価高騰を誘導しようとする。

第三は、三十七年間のうち十四年間が平均米価一石六十匁を越えているが、最高米価は天保七年の米一石＝一五一匁で、平均価格一石六十匁に対して二・五倍である。この高い米価は、下層の生活困窮者層の、さらに中間住民、貧農層の生存に影響し、あたかも米の飢饉を再現する状況へ陥いる。このため、幕府は貧民救済対策として

(1)救済小屋を建て、施米を与え、

(2)米春屋に安価な米を販売させるか、さらに、堂島米市場での米取引を安価に導くように誘導するか、

(3)生活困窮者に米代金を下付するか、或いは一人当りの米割当量を町村毎の家族に供給するか、いずれかの対策を実施することとなる。さもなければ、農民一揆や米屋打ちこわし、暴動の原因となり、幕藩体制の土台を揺るがすこととなるからである。

大阪の「天下の台所」は米価政策によってその景気を左右され、一歩間違えば衰退への道を歩むこととなる。

米価政策は高騰するにしろ、或いは、安価に下落するにしろ、幕藩体制の土台を揺るがすのは明白な事態となるが、その米価政策は堂島米市場で決定されることとなるが、同時に米取引の金融市場は大名の蔵屋敷の米取引を一手に引受ける米為替屋＝富豪層の出現するのに大きな役割を果たす。

3　大阪の金融市場―堂島米取引市場と幕府の米価対策

江戸時代の米取引は、㈠大阪の堂島米市場と㈡江戸の幕府蔵屋敷の米取引所と二ケ所で入札制を中心にして営なまれる。前者の大阪堂島米市場は主に九州、西国、北陸等を中心に大阪へ廻送される諸国の大名を中心にする年貢米である。もう一方の江戸の米取引所は主に幕府の直轄領と旗本の地頭領とからの年貢米を江戸へ廻送して米市場が掛屋によって売買される。

大阪の米市場は九州、中国、四国等の大名の年貢米を大阪の蔵屋敷へ廻送し、入札による売却へ進む。この堂島米市場の米価格が一石六十匁の中間基準価格で決定されるよう大阪町奉行は米問屋、仲買の解散（水野忠邦の天保改革）にも拘わらず天保十三年に次のように要請する。

第五二一　八月十七日　堂嶋米市場・米方兩替屋・相模屋又市米市場・丹製法人ゝ儀、唯今迄ゝ通据置、何人こゐも商賣製法勝手次第ゝ事、濱地・川岸通・新地・請負地・其外地所ニ附ゐ冥加金銀・傾城町水道冥加銀、以來地代と唱替、上納可致事、

大坂米相場ゝ儀、諸國米直段ゝ基本こゐ、其上米穀を以仕出ゐ品ハ勿論諸色共、總ゐ米直段を本ゝして賣出ゐ道理ニゐ上ハ、右米相場ゝ高下ニ寄、万價ニ拘ゐ筋ニ付、享保年中格別ゝ御世話有之、天明度ニも米賣買方ゝ儀ニ付、米仲買共ゟ品ゝ被仰諭ゐ趣も有之、當時迄も右御趣意ニ基キ、取扱來ゐ付、堂嶋米相場ハ諸國米直段ゟ下直ゝ方ニ有之、右こゐ世上釣合宜趣相聞ゐ處、此度都ゐ株札・幷問屋・仲間・組合等停止、素人直賣買相成ゐニ付ゐハ、諸家拂米ハ勿論自余商米共、素人一同、銘ゝ手元限ゝ直立を以賣買いさー、普通ゝ相場相立不ヲゐゐハ、世上米直段ゝため不宜而已ならゐ、万價ニ差響ゐ筋ニ付、此後も堂嶋米賣買方等ゝ儀ハ、唯今迄ゝ通据置ゐ段、其筋ゝ者共ゟヲ渡ゐ間、一統其旨を存、以來素人こゐも米方年行司ゟ相屆、市場へ立交、諸家拂米其外共、直賣買いさーゐ儀勝手次第、右ニ付取締向ゝ儀、諸事年行司ゝ差配を請享保ゝ度以來ゝ掟を相守、新古ゝ無差別、相互ニ和合いさー、彌以米直段ゝため宜樣、掛引可致ゐ、

但、米方兩替屋ゝ儀も、右同樣ゝ振合ニ相心得可ヲゐ、

（「大阪市史」第四巻　一五八八頁）

次の堂島米市場の問題は九州の肥後米（熊本）を中心に大阪へ廻送される点である。寛政に較（くら）べ、文化・文政は豊作の連続であった。

文化年間の米価は比較的に安価な価格傾向となり、安定した動きとなっている。このため、㈠大阪への米廻送は豊作の影響を受け、価格の下落傾向を抑止するため、⑴払米四〇％、⑵籾囲四〇％そして⑶所払分二〇％の割合で大阪へ廻送すること、㈡収穫で損毛が生じたら、その損毛の割合に応じて廻送米の減量を段階的に拡大し、その減少割合を一〇％から三〇％に分類して大阪へ廻送するよう十万石の大名の廻送米を例にして次のように求めた。

（御法度御觸書印形帳）

第一三八四　八月十八日　當秋相應ゝ作方ニゐハヽ、去申年廻米高ゝ半石國許こゐ致籾圍、右圍高相應ゝ拜借可被仰付旨、萬石以上ゝ諸家へ被仰渡ゐ事、

〔御口達觸〕

近年打續米價下直ゝ處、當年も諸國田作相應ニゐハヽ、格外ニ米價引下ケ可ヲ、此上下直ニ相成ゐゐゝ、武家一統可爲難儀間、當秋相應ゝ作方ニゐハヽ、去申年大坂表ゟ廻米ゝ高ゝ半石、國許在所ゟ籾こゐ可圍置、右ニ付勝手向差支之面ゝゟゝ、圍高相應ゝ拜借可被仰付旨、万石以上之諸家ゟ被仰渡事（ゐ歟）○七月晦日江戸に於て、老中牧野備前守忠精より勘定奉行へ達せられたるものと大差なし、

右ゝ趣此度御用金ゝ儀ヲ渡ゝ町人共ゟ、寄ゝ可ヲ聞置事○圖書一五二・一五三・及圖書一三八七を見よ、

○御用掛惣年寄の副書
日付は八月十八日なり、

（同　上）

○是より先き、幕府は去年十月廿七日萬石以上の諸侯に對して、江戸大阪廻米高例年より二割を減ずべきをいひ、本年七月晦日更に大阪廻米高は去年の一半たるべき旨を達せり、其文本令と大差無し、而して其詳細なる閣方拂方の割合は、左に參照として掲ぐる勘定奉行肥田頼常の申渡書を見て知る可し、猶九月に至り、幕府は萬石以上の諸侯に、廻米半減令の嚴守を促し、籾圍終了の分は屆出づ可きを令し、又萬石以下の諸家の大阪廻米高は、去年以來三ケ年の平均廻米高を超ゆ可からずと令せり、

御勘定奉行肥田豐後守樣被仰渡ゝ寫

當秋作方宜ゝハヽ、收納米ゝ内去申年大坂へ廻米ゝ半高、當年圍籾ゝ積、半高大坂廻米ゝ積り、其余收納米ゝ分、其處等こゐ拂ゐ義ハ不苦ゝ、且又圍籾ゝ高ニ應ー、拜借被仰付ゝ節、渡方ゝ儀ゝ於大阪表可相渡ゝ、尤大坂表ハ銀通用場こもゝ間、金銀兩樣可相渡ゝ、尤當十二月初旬を限り可相渡ゝ、其以前大阪町奉行へ致可承合、

右之牧野備前守殿御指圖ニ付ヲ達之○拝借高は閏銀壹萬石に付金四千兩銀三百四拾貫目にして、壹石六十目の計算なりしといふ、

御勘定奉行　肥田豐後守
吟味役　岸　產十郎
御勘定組頭　矢田堀喜左衛門
御勘定　近藤松五郎
同　長沼馬之助

當酉年諸家收納米（御勘定組頭様より御渡被成ハ書付）（拂方）割合（御勘定組頭様より御渡被成ハ書付）

例年拂米高拾万石ニ内、

去申年

大阪廻米高八万石

外貳万石、貳割相減所拂仕ハ分

但、扶持米ニ分除之、

例年ニ通當酉年拂米高拾万石ニ節、

内　四万石　大阪廻米可仕分

四万石　籾圍可仕分

貳万石　所拂可仕分

例年より當酉年壹分損毛ニあ、拂米高九萬石ニ節、

内　四万石　大阪廻米可仕分

四万石　籾圍可仕分

壹万石　所拂可仕分

例年より當酉年貳歩損毛ニあ、拂米高八万石ニ節、

内　四万石　大阪廻米可仕分

四万石　籾圍可仕分

但、去申年大阪廻米高より當酉同處拂米高減ハ分ニ、所拂ニ分無之積、

例年より當酉年三分損毛ニあ、拂米高七万石ニ節、

内　四万石　大阪廻米可仕分

三万石　籾圍可仕分

但　六万石以下ニ分ヲ（ハ）、圍方拂米割合右ニ準事、（ハ準ス）

例年より當酉年ニ分收納相増、拂米高拾万千石ニ節、

内　四万石　大阪廻米可仕分

四万石　籾圍可仕分

貳万千石　所拂可仕分

但、當酉年ニ分作方宜敷、去申歳より相増ハ分ニ、圍方拂米割合右ニ准ハ事、

右ニ當酉歳大阪廻米ニ儀、拾万石以上以下幷壹万石以下とも、都あ去申歳大阪廻シ拂米高ニ見合、當酉歳豊凶ニより増減有之ハあ敷、圍方拂方共右ニ割合ニ可準（以下御達見ニ相成ハ事）、尤當秋收納高相定、圍方幷大阪廻米等ニ凡割賦相極次第、廻米以前先ヲ其段御勘定（所）處、幷大阪町奉行所へ早ニ可相屆ハ事、

九　月

（「大阪市史」第四巻　五八六―五八八頁）

勘定奉行肥田豊後守は豊作の見込から堂島米市場での米価格の下落を抑止するため、米市場での米売買量を減少して米価高騰を図ろうとする米価政策を提案するのである。さらに、米価政策はこうした囲高に応じて「拝借金被仰付候」と補償しようと次のように述べる。

補遺　一五三　八月廿八日　當酉年廻米高ニ分、入津已前迄ニ御役所へ可被書出旨、諸家留守居中へ被仰渡ハ事、

八月廿八日於東御役所、諸家留主居中へ信濃守様被仰渡覺

近年格別米價下直ニ處、當年も諸國豊作ニハ付ハ、格別ニ米價引下ケ可ヲハ、此上直段下直ニ相成ハ有ハ、武家一統可爲難儀ハ問、當秋相應ニ作方ニハ付ハ、去ル申年大坂表へ廻米高ニ半石、國許在所へ籾ニあ圍置（相カ）有可ヲ樣、右ニ付勝手向差支ニ向ハ、圍高相應ニ拝借金被仰付ハ段、万石以上衆へ御觸ニ趣、江戸表ゟ被仰下○類一三八（四を見よ）ハニ付、當酉年廻米高ニ儀、改ニ筋有之ハ問、夫ニ廻米高ニ分、石高書付、入津已前迄ニ御役所へ屆可有之ハ、已上、

（「大阪市史」第四巻　五八八頁）

こうした大名の正米の他に、「家中并百姓作徳米」の大阪廻送を三ケ年平均高以上の「過米」の取引は行なわないよう次のように求める。

他方、「納屋米」の廻着高は奉行所に届けるように次の如く要請する。

（「大阪市史」第四巻　五九〇頁）

（「大阪市史」第四巻　五八九頁）

幕府は第一に米価下落と安値傾向を打破し、米価高騰を推進する政策として考案されたのは集めた「御用金」で安い米を大量に買上げようとする考えである。第二に幕府は、御用金の上納を要請しようとするが、その際、御用金の中に買持米切手分を含めることを次のように認める。

（「大阪市史」第四巻　五九一頁）

買持米切手が上ケ金高の中に含まれることが許されると、米方為替商は合計八千貳百貳拾九枚の買上切手を提出する。この上納された買持米切手の引當米の価格は平均値段で算出され、代銀四千五百六拾壱貫余となり、仲買に売られるが、次の(1)売払切手高と(2)引当米として処理される。

一肥後米切手六百三拾枚　4
一岡米切手百枚　7
一加賀米切手百貳拾五枚　6
一筑後米切手千六百九拾七枚　2
一肥前米切手三千八百八拾一枚　1
〆八千貳百貳拾九枚
但シ、銀納ニゐ御買上切手共、
猶口演
引當物之儀、證文ニゐ為不苦、尚申立ニ隨ひ、餘米切手差上ゆゐ為苦からず、
上・中・下平均直段
一加賀米　千貳百五拾石　4　五十八匁三ヶ替　代七拾貳貫八百七拾五匁、
一出雲米　五百俵　10　四十三匁六ヶ替　代拾貫九百目、
一肥後米　六千三百石　1　六十一匁六ヶ替　代三百八貫八百八拾匁、
一筑前米　五拾石　2　五十九匁壹ヶ替　代貳貫九百五拾五匁、
一中國米　三千三百廿五俵　9　四十八匁七ヶ替　代八拾〆九百六拾三匁七ヶ五厘、
一廣嶋米　壹万六千貳百卅石　6　五十五匁貳ヶ替　代八百九拾五〆八百九拾六匁、
一肥前米　三万八千八百拾石　8　五十三匁四ヶ替　代貳千七拾貳〆四百五拾四匁、
一筑後米　万六千九百七拾石　7　五十七匁八ヶ替　代九百八十〆八百六拾六匁、
一備前米　百五拾石　3　五十八匁五ヶ替　代八貫七百七拾五匁、
一岡　米　三千俵　9　五十三匁四ヶ替　代六拾八貫六拾匁、
代銀合四千五百六拾壹貫八百廿四匁七ヶ五厘、
右石數仲買二三人ッヽ組合、不殘買請ゆ、尤百石ニ拾石ッヽ切手歟ニ差入、御用扇相濟、
（御觸書之留并濱方記錄）

（「大阪市史」第四巻　五九二―五九三頁）

①の買持米切手の最大は肥前米切手の三千八百八拾一枚で、最少は筑前米切手五枚で合計十種類の小切手である。

②この買持米小切手の米価は上中下の価格で次のように十段階に区分されている（一石＝六〇匁中位価格）

1　肥後米六十一匁六
2　筑前米五十九匁一
3　備前米五十八匁五
4　加賀米五十八匁三
5　筑後米五十七匁八
6　広島米五十五匁二
7　岡　米五十三匁四
8　肥前米五十三匁四
9　中国米四十八匁七
10　出雲米四十三匁六

この十種類の大名正米の平均価格は五十四匁九で、一石六十匁の中間米価と比べかなりの安い米価であり、文化十年（一八一三）の豊作による米の過剰からくる下落値段を窺い知ることが出来る。それゆえ、幕府は安い米価格を反転させて、米価の騰貴を計るため、堂島米市場での過米を取り去って不足気味からの米価高騰を米価政策として推進するのに全力を傾むけるのである。

御用金の中に差加えられた買米米切手は九月廿六日に合計五万貳千四百石を次のように売却されるのである。

覺書　一三　九月廿六日　御用金ヲ渡ゆ町人共、上ゲ金高ヘ差足相願ゆ買持米ミ内、藏出相濟ゆ現米ミ分、入札御拂被仰付ッヽ事、

被仰渡御請證文ミ事

米方年行司

一米價引立ミ御主法ニ付、御用金ヲ渡町人共、上ゲ金高ニ差足シ相願ゆ買持米ミ内、藏出シ濟有之現米ミ分、他處ニゐミ御拂米取斗（〇醫一三七九を見よ）ゆへ共、過分ミ石高（ミ米）有之、追ミ新米廻着ミ時節ニゐ、右現米捌方万一捗取兼ッヽ有ゐ、新米直段ニ可相響哉ニ付、拂方高ミ内、未年米申年米都合

凡六万石程、米仲買共入札拂ヲ付ヽ、米性及見等ニ義、可爲勝手次第ハ、勿論相應ニ引當ニ品於差出ハ、右拂米引渡、代銀納ニ儀ハ、半高分來十一月切、殘半高ニ分ハ來戌（戌）三月限可令猶豫ニ條、是等融通ニ義見込、成丈ケ他所へ賣捌、新米直段ニ聊不相障ヽ樣、出情入札可致段、早ニ米仲買共へヲ通、望ニ者幷ニ請人名前等ニ義可ヲ來ヽ、

右ニ通被仰渡、奉畏ハ、依ヨ御請證文如件、

酉九月廿六日

此外拂米決ヨ無之ハ

未年	肥後	千九百五拾石	廣島	三千五十石
	肥前	七千四百八十石	柳川	千七百五十石
	加賀	五千六百八十石	肥後太	百石
申年	廣島	三千貳百八十石	柳川	七千貳百八十石
	中國	貳千八百石	肥後	八千五百石
	肥前	三千三百七拾石	豐前	貳千石
	中津	千五百石	長門	七百石

〆五萬貳千四百石　此外ニ沒有之歟、石數不合、

（同　上）

（「大阪市史」第四巻　五九四頁）

幕府は米価引上げ対策の一環として十月以降に大阪へ廻送される新米の過積を防止するために、大阪の港、川口場で三ケ年の平均高の検査と入津の改切手を発行して過米の堂島米市場へ持込むことを防止しようと次のように(1)、(2)、(3)の対策を進める。

補註　一五三①九月　廻米改方仕法ニ事、

九月上旬諸家留主居方御番所へ御召出被成、當冬登セ米ニ義、於江戸被仰渡ハ通、半高差登可ヲ、尙改方仕法左ニ通被仰渡ハ、

當地へ廻米有之向、去申年廻米ニ半高、國許在處へ籾ニて圍置ハ樣被仰付（○圖一三八四を見よ、）ハ付ヨハ、是迄相廻り來りハ家中幷百性（姓）作德米等、平均廻米高ヨ過米ハ當地ニヨ決ヨ引請ヲ間敷旨、市中へヲ渡ー（○圖四二七七を見よ、）ハ間、其趣相心得、去ニ午年以來三ケ年ニ平均廻ー高ニヨ不相增樣、夫ニへ可被ヲ付ハ、万一過米積送りハハヽ、吟味ニ上積戻ーニ儀、於奉行所可被ヲ付ハ、右ニ趣牧野備前守殿へ伺ニ上相達ハ、且廻米ニ義、半石國許在所へ籾圍ニ義被仰出ハ上ハ、廻米不都（何）束ニ儀有之間敷筈ニハハ得共、船方ニものと不正（も脱カ）ニ米積來ハ儀ヲ難斗ヽ間、諸家廻米入津ニ度ニ、藏役人ヨ爲相屆ケ、關東ニヨ浦賀表ニ振合ヲ以、入津ニ度ニ、組與力同心幷在役（阪カ）ニ御普請役爲立合、廻米高嚴重ニ改ハ樣、是又備前守殿被仰渡ハ間、木津川口へ（ハカ）船津町渡ー場西請（詰カ）、安治川口ハ同所上貳丁目ニヨ、當分ニ役場補裡（理カ）、出役ニ者爲相談（詰）、改ヲ付ハ間、川口ヨ瀨取を以運送ニ廻米ニ分ハ、右於役場ニ瀨取ニ石數可相渡條（改カ）、爲手廻シ積入ハ俵數幷藏屋敷送り先書付、右瀨取ニ船乘へ相渡ハ樣取斗可被ヲハ、淀川筋又ハ京橋下モヨ入込ハ廻着米ニ分、天滿橋結（詰）へ役人差出ー、改ヲ付ハ間、是又右ニ准シ、夫ニニ積船へ積入石數幷送り先書附差添ハ樣取斗可被ヲハ、万一前ニヨ川内ニヨ不及瀨取ニ、藏屋敷へ直着仕來ハ向ハ、右於改所ニ、是又俵數等右ニ准ー、相改ハヨ（ニ脱カ）可有之ハ、

②與力中演說

今日御達被ヲハ廻着米改ニ儀、木津川口安治川口へ（ニカ）役場濱先ニヨ、運造（送）ニ俵數改被ヲ付ハ、依之諸向キ廻米ニ度ニ、其石高御屆ニ儀ヲ、奉行處（所）迄御ヲ出ニヨ及不ヲハ、川口迄廻米入津有之次第、其積入石高ニ儀、右寂寄ニ役場へ御勝手ニ御屆書御差出ー有之、瀨取俵數・國處・着岸先書付ニ儀も、風吹等ニ節ツ（附）紛失無之爲、紙小籏ニ類へ御勝手ニ御認させ、元船ヨ右瀨取ニ船每ニ相渡ーヽ樣御取斗有之ハハヨ、右役場ニヨ改ハ節小籏と引替、猶又役場改ニ切手、是又紙小籏ニヨ相渡ー可ヲハ、右改切手ニ分ハ夫ニ着前水揚ニ節紛失無樣取置、着岸俵數水揚ケ相濟ハ義、拙者共へ御屆可有之、右改切手ニ相漏ハ廻着米ハ、糺ニ上、品ニ寄、當表ニヨニ賣捌等ヲ被差留メハ積りニ有之ハ、尤淀川筋幷京橋下ヨ川内へ入込ハ俵米ニ分ヲ、右ニ准ー御心得可有之ハ、此段拙者共ヨ御演說ニ及置ハ樣、兩奉行被ヲ聞ハ（○圖一三八七及一四八〇を見よ、）

（草間伊助筆記）

達一三八七　十月四日　米價引立ニ御仕法ニ付、諸家廻米・家中扶持米・幷納屋米入津石數格別被相減ハ間、其旨相心得、世上ニ金銀融通宜敷樣、夫ニ家業可相勵事、

③〔口　達〕

米價引立ニ御主法ニ付、諸家大坂廻米ニ分、去申年ニ（沒）貳分減ニ積り被仰渡ハ上、當年者右ニ半石國元在所ニ籾圍ニ上、貳分通りハ其土地拂、殘りニ分斗當地廻米ニ等ニ被仰付（○圖一三八四を見よ、）ヽニ付、縱ヨ年ニ拾万石廻り米ニ向ニヨ、僅四万石ならでヨ廻米無之、幷家中扶持米等ニ類ヨ、三ケ年平均高ヨ過米ヨ決ヨ不相廻（○圖四二七七を見よ、）其外納屋米ヨ唱、他所ニ廻米も夫ニ引受石數取極メ（○圖一三八五を見よ、）當表幷兵庫西宮其外右寂寄ニ村ニ迄も急度ヲ渡、當表へ入込ハ俵米ニ分ハ、於川口嚴重ニ爲改、右取極ニ石數ヨ過米ニ分ヨ爲積戻、過米致買積ハ者ハ、品ニ寄咎をも可ヲ付事（○圖一五三を見よ、）ニハ、然ル上ヨ此節ヨ諸家（附）ニ廻米幷納屋米惣入津石數、例年ヨ者格別ニ可相劣ニ付、諸家拂米買請ハ米仲買共義ヲ、無如才入札可進筈ニハ處、右躰格別入津米少き時節を見込、過分ニ利德を可貪ヲめ、古米等ニ有高、又ヨ彼是浮說をヲ觸、諸家拂（ニ）ハ新米直段を少シヲ引下ケ可買取抔ヨ、不屆ニ巧を心掛ハヨの有之ヨ、早ニ以封書可ヲ立ハ、急度可遂吟味を事ニハ條、銘ニ正路ニ利用を以、一同米價引立ハ樣出情賣買可致ハ、勿論米切手入替銀取引仕來りハ銀主共義も、右躰來年ニ至りハヨヨ、追ニ古米拂底ニ隨ひ、米直段引立義（可脱）、眼前ニ筋を弁、彌手廣取引可致ハ、ヨとへ米仲買共正路ニ切手米買持度（存脱）ハヨも、入替銀不調達ニヨハ自然ヨ入札難進、

米直段引立兼、無據迫ミ他國ニ積送りゐ様可相成、然ル時ヲ當地ニ利潤他國ニ無益ニ送りゐ道理ニも可有之哉ニ付、相互ニ助合を存、切手入替無手支様可相勤ゐ、當秋市中其外共御用金ヲ渡ゐ段ゑ、畢竟米價引立ミ御主法故ニ事ニ有之處、身元相應ニもの共上ケ金ニ利廻りを惜ミ、儉約ニ過、銭ゐと分限不似合客嵩ニ流、下賤ニ痛、金銀ニ不融通をも不顧ゐゐを、心得違ニ筋ニ相當、米價不引立ゐゐを、折角御國恩を奉存致出情、御用相勤ゐ詮も薄、全無益ニ骨折ニゑ可類（〇編一三八ゐ間、右等ニ所も深ク思慮ゐ〻ゑし、諸商賈ニ取引万事成丈無滞、世上金銀ニ融通宜敷様、夫ニ家業出情可致事〇編四二五、編一六を見よ、編一二五を見よ、）

（「大阪市史」第四巻　五九六―五九八頁）

①の米価引立策は新米の登せを半高に縮少し、川口、港で改所の検査を受けることを義務づける。

②の米価引立策は改切手を発行し、三カ年平均を上廻る「過米」を摘発することである。

③の米価引立策は堂島米市場で大名の正米を入札競争で勝つために入替銀の調達に成功して買持米切手を正直な値段で手に入れることである。

堂島米市場は問屋、仲買が大名の正米を入札で競り勝つために、米方為替両替屋の融資を踏まえて取引される。

次に堂島米市場で富商或いは豪商を育てる堂島米市場の金融業務の解明が次の課題となる。

4　大阪の金融市場―天保の改革による衰退

1　天保の改革と水野忠邦の問屋・株仲間の解散

天保の改革が水野忠邦によって進められるが、幕藩体制の矛盾と弱体化を招き、その最大の原因は万物の物価の物指となっている米価高騰に原因する。天保の改革は米価の高騰原因となる飢饉と不作によって文化、文政期の米価低下傾向に対して一転した飢饉・不作の時期を迎え、米価の高騰を連続する状態となる。大阪よりも江戸での米価高騰と米不足が激しく、このため、天保五年（一八三四）に大阪奉行所は「大阪廻米高之内、三歩通江戸廻米」の増量を次の如く指示する。

補遺　一六二　六月廿六日　大阪廻米高相増ゐ様、諸家蔵屋敷へ御達ミ事、

諸御蔵敷（屋敷）へ御申達ミ寫

去年北國筋違作に付ゐを、國ニゐ大坂并江戸表へミ廻米相減、米價高直にゐ諸民難儀に及ゐ趣に付、諸家ゐ大坂廻米是迄平均高ゐも可相増旨被仰出、尚亦大坂廻米高ミ内、三歩通江戸廻米ミ儀をも被仰出ゝ處、江戸大坂共却ゐ例年ゐを廻米減石に有之、當表有米も追ゝ及減少、新穀迄ミ取續無覺束由にゐ高直に有之、江戸表を尚更高直にゐ萬民難澁に及ゐゐ、人氏ミ騒立ゝ様ミ儀出來ゐゐを不容易、誠危急ミ場合ニ可申ゐ、江戸廻米等ミ儀も、精ゝ手を被盡ゐ上ミ儀にまゐへ共、可相成ゞ此上大坂廻米有之様致度ゐ、當地有米相増ゝへ共、御府内へも相響き、直段も引下け、人氏相和を眼前ミ儀、然る時萬民歓ミ色を生ト、廣大ミ筋に有之ゐ、勿論右廻米ミ儀を、格別ミ御聚意も有之、申達ミ儀に付、三歩通江戸廻米にを不及ゐ間、聊無掛念厚勘弁ミ上、百性（雑）丁人商内米も取交、早ゝ廻米有之様可被取斗ゐ、尤右廻米高分り次第、廻着已前迄可被申聞ゐ〇編四五四ニを見よ、

（「大阪市史」第四巻　一一一〇―一一一一頁）

次の図表-11の天保期肥後米価格一覧表によれば、天保期の大阪堂島米市場での肥後米価格は七年の一石一五一匁を最高にして十一年の六三匁を最低にする変動幅の大きな動きをしている。ほぼ享保期の肥後米は一石七〇匁から八〇匁の間を高騰し続けている。

万物の物価尺度である米価高騰は大阪金融市場の衰退、或いは低滞原因と化する。この米価高騰による物価上昇は大阪の「天下の台

図表-11　天保期肥後米米価一覧表

年號	肥後米
天保一	八八
二	七四
三	七九
四	一一九
五	七三
六	八七
七	一五一匁
天保九	一一九匁、〇分〇厘
一〇	六五、五〇
一一	六三、五〇
一二	八〇、五〇
一三	七一、一〇
一四	七八、五〇

（「大阪市史」第四巻　七三四頁）

所」の衰退を招く原因となる。大阪の「天下の台所」を支えている一つの柱は大阪からの江戸廻り商品の大量供給である。とりわけ、大阪廿四組問屋は江戸十組問屋の買付注文に対して信用貸しの「貸勘定」をその商品取引の条件としていた。この点で、大阪の「天下の台所」は江戸の生活必需品を信用貸し＝仕切為替の金融で支えていたのであるが、年を追う毎に仕切為替の決済を滞（とどこお）らせ、巨額の「滞金高」へ帰結する。この「江戸十組問屋仕切為替」の滞（とどこおり）額は次の図表-12から窺えるように金四万両の巨額に達する。

この図表-12に示される江戸十組問屋の「滞金高」は「大阪問屋の商業を萎縮せしめ、之が為に江戸積諸色潤達を得ずして直段騰貴するに至るは免かるべからざる数なり、幕府が物価引下の一手段として株仲間の停止を命ずるに當り、先づ江戸十組問屋より始めしもの謂無しとせざるなり」（「大阪市史」第二巻　五七七頁）と。

水野忠邦は江戸十組問屋に累積する滞金と物価高騰とを同時に解消するため、問屋・株仲間の解散に踏み切り、天保の改革を断行するに至るのである。この問屋・株仲間の解散は、同時に大阪の「天下の台所」を支えていた問屋・株仲間の解散を伴ない、「天下の台所」を衰退へ導く導火線となった。

図表-12　江戸十組問屋の滞金額一覧表

品目	年限	滞金高	滞銀高
繰綿	文化一〇―天保一一	一一五二〇兩分朱	七八、六四三匁、七三分厘
（正米買次代）		二三、一一九一〇	四九三、四四七、四九
鐵物銅器物其外銑銅類	寛政八―天保一二	六七一〇〇	三五八、〇四三、三九
疊表并青筵	文化九―天保一二	一、四一九三〇	六八八、一六五、五九
塗物并繪具毛綿其外品々	天保四―同一二	七三五三〇	四〇三、九九六、八一
線香并染草傘其外荒物代	文政二―天保一二	一一一二二	二八一、三六八、八五
算盤柳行李雪踏	文化八―天保一二	七三九〇〇	二一二、五六四、七八
瀬戸物	文化二―天保一二	二、六七四三一	二二〇、一二七、八二
藥種并唐和砂糖	文政四(?)―天保一二	一、九四三二二	三、四三三、五二四、九六
乾物	天保元―同一二	二、八七九一三	二五七、〇〇〇、四三
船具其外品々	文政五―天保一二	四、六七八二〇	二三、一五三、四九
櫓木其外品々	文政五―天保一二	二二四三〇	八五、五二五、八六
刄物并砥石其外品々	文政五―天保一二	八二〇三	九八、八四〇、八二
荒物	天保六―同一二	一五〇〇	九、九六五、四六
鹽干魚鰹節	天保三―同一〇	六二六〇一	一、〇四二、六三
鰹節并其外品々	文化六―天保一二	四四五三一	九二、四五〇、二三
蠟	文政二―天保一二		四三一、二九一、四五
罎其外品々	文政五―天保一二	三〇〇〇	一六三、九二三、九〇
人形并白粉其外小間物	文政五―天保一二	三〇〇〇	三一、〇九六、三六
菱垣廻船運賃	天保六(?)―同一一	二七〇一〇	五五、〇五三、五九
合計		四〇、八一九、一一	七、四一九、二二七、六三

本表は諸色取締之儀、ニ付奉伺候書付による、内譯と合計と相合せざれど、訂正するに由なし、正米買次代とあるは、文化七年十組問屋が大阪に於て買米を爲せる際、綿店組より立替へたる代銀の差引殘額なり。

（「大阪市史」第二巻　五七六―五七七頁）

しかし、水野忠邦は解散する江戸の問屋・株仲間と大阪の問屋・株仲間とを区別する。すなわち、水野忠邦は江戸では主に江戸十組問屋の重荷となっている「冥加金一万二百両の上納を免じ」た上で、問屋・株仲間の解散を命じる。他方、水野忠邦は大阪では物価高騰の原因を問屋・株仲間のカルテル価格協定に求めている。「大阪にては…幕府は諸仲間就中株札を有する者が、其営業を独占し、其特権を乱用し、為に物価を昇騰せしむる虞あるを以て、是等を停止し、各人隨意の競争によりて物価の下落を見んとしたるにあり」（「大阪市史」第二巻　五七八頁）と見做す。

2　大阪の金融市場―㈠貨幣改鋳と㈡御用金の上納

イ　貨幣改鋳

幕府は天保の改革を契機にして財政不足に陥いり、その財政収入源の新規開発を求め、その結果、㈠貨幣改鋳と㈡御用金の上納とを求める。

使用中による貨幣の磨滅は絶えず新しく改鋳することを求められるが、その際、改鋳はプラス面とマイナス面の両方を備える。プラス面は鋳造額の大きい分だけ、幕府の財政収入の増分となる。この図表-13によれば、金貨の天保五両判は一七万二、二七五両となる。保字小判と保字一分判とは両方合わせて八百一二万両の巨額である。銀貨の改鋳は保字銀の一〇万貫余りと古一分銀の約一千九百万函である。こうした貨幣改鋳のマイナス面は貨幣に含まれる金及び銀量の減少であり、その減少分だけ交換手段としての価値減少となる。この結果、金一両は銀六十匁の交換から銀六十五匁の交換へ変わり、インフレ要因として機能する。ここに幕府の財政改善に対して経済生活の細民、下層民はインフレによる生活困窮を余儀なくされ、王政復古への動きに走る原因となる。

図表-13　貨幣改鋳額

	名　称	通用開始日	鋳　造　額
金貨	天保五両判	天保八年二月	一七二、二七五両
	保字小判	同	八、一二〇、四五〇両
	保字一分判	同	
銀貨	保字銀	天保八年一二月	一〇二、四四〇貫
	古一分銀	同	一九、七二九、一〇〇函

（「大阪市史」第二巻　六二九―六三〇頁）

ロ　御用金の上納

幕府は財政資金源として大阪の富商、両替屋及び豪商から文化十年から御用金の上納を求めるが、ここでは天保十四年の御用金を取扱う。文化期から御用金の上納が幕府の財政収入源として重要な役割を果すが、しかし、大阪の金融市場の衰退原因とも化する。文化期（一八一八―一八二三）から嘉永期（一八四八―一八五三）にかけての御用金は次の図表-14に現わされる。

図表-14　御用金の上納期

年度	用金	差加金	上納金（其一）	上納金（其二）
天保一四	一九、〇〇二貫、〇五〇匁	一、三九〇貫、六〇〇匁	▲五、二〇〇兩 一一、〇〇〇	▲二、六一〇兩 一八六、六八四
弘化元	一二、四六一、六〇〇	九六一、五〇〇	▲三、八〇〇 五、〇〇〇	▲三〇〇
二	一一、八四〇、一五〇	八四一、三〇〇	▲三、三〇〇	▲二〇〇
三	四、三八八、九〇〇	一一一、五〇〇		
四	四、〇五六、四〇〇	一〇九、五〇〇		
嘉永元	三、二〇二、九〇〇	六九、五〇〇		
二	五三六、五〇〇	五九、五〇〇		
三	三四九、〇〇〇	三六、〇〇〇		
四	三四九、〇〇〇			
五	三四九、〇〇〇			
計	五六、五三五、五〇〇	三、五七九、四〇〇	▲一二、三〇〇 一六、〇〇〇	▲三、一一〇 一八六、六八四

▲は金を示す

（「大阪市史」第二巻　六四〇頁）

図表-14の御用金は(1)差加金と(2)上納金の追加形態を含めて計上される。

なお、文化七年度の御用金は㈠「御用ニ付金貳拾万両、㈡「年三朱之割合」の利子、そして㈢「都合拾五年目ニ者不残御下切ニ相成候」（「大阪市史」第五巻九七三頁）の三条件での上納を大阪の富商に命じた。さらに、文化十年（一八一三）の御用金上納命令は「五拾万両余」を「三十三ケ年ニ割合御下ケ房」で、その「三朱之御手当（利子）付の借用金である。

天保十四年（一八四三）の御用金命令は大阪の両替屋、富商そして豪商を集めて数回に分けて上納を次のように命じる。

(1) 天保十四年七月六日
融通方：鴻池善右衛門　加島屋久右衛門等十五名
(2) 大両替方：住友甚兵衛・泉屋甚次郎等六名
(3) 豪商：茨木屋安右衛門・塩屋市之助等三十九名

合計六十名の集った商人・両替屋に用金額を次のように指定した。

(1) 七月十七日　官融通方大両替方廿一名の用金額は合計四十四万両。その筆頭は鴻池屋善右衛門、加島屋久右衛門の五万両である。しかし、その後、修正され、廿二日に善右衛門、久右衛門及加島屋作兵衛の十万両を筆頭とし、十九名にて合計八十五万両を指定し、鴻池屋新十郎、近江屋休兵衛に対して応分の出金を要請した。
(2) 七月廿三日　大阪富商三十九人中十六名を集め、鴻屋市兵衛の二万五千両を筆頭に、合計廿四万五千両を指定した。
(3) 七月廿八日に九六名を集め、播摩屋仁兵衛の二万両を最大にして計四十四万五百両を指定した。
(4) 八月九日に平野屋甚右衛門を筆頭に百十一名を招集し、合計三十万三千両を割当てた。
(5) 八月十六日に銭屋佐一郎を初めとして五十三名に十二万九千両を上納するよう命じた。

以上合計すると指名者は二百九十五名、指定額は百九十七万両余りとなり、次の図表-15に要約される。

大阪は天保の改革による(1)問屋・株仲間の解散、(2)貨幣改鋳によるインフレション、そして(3)御用金の上納命令等によって金融市場と商品流通市場の衰退・崩壊への途を歩み始める。かくて、大阪は「金融の渋滞を来」すのである。

前述した(1)江戸十組問屋の大阪二十四組問屋に対する滞金（とどこおりきん）の巨額化は江戸廻り商品の縮少を生じさせ、大阪の産業都市と「天下の台所」との両輪に大きな亀裂を生じさせることとなる。その上、(2)兵庫が酒・油そして綿の江戸廻り輸送を本格的に展開し始め、大阪への競争をより一層強め始めると、大阪はますます産業都市と「天下の台所」との側面を弱体化させ、衰退を深めることとなるのである。

大阪の産業都市と「天下の台所」とは天保の改革、とりわけ問屋・株仲間の解散によって一挙に瓦解してしまった。というのは問屋・株仲間の金融と信用力とは大阪廻りの商品・産物を仕入れ、注文し、買い集めるのに大きな役割を果たした。一方、大阪の産業都市はこうした問屋・株仲間の信用力と金融力とに支えられ、全国か

図表-15　天保十二年御用金指定と請負額

七月十七日第一回指定額	七月廿二日第二回指定額	八月廿二日請書額	納付年数	人名
▲五〇、〇〇〇兩	▲一〇〇、〇〇〇兩	四、五五〇、〇〇〇貫匁	六ヶ年	今橋二丁目 鴻池屋善右衛門
▲五〇、〇〇〇	▲一〇〇、〇〇〇	四、五五〇、〇〇〇	六ヶ年	玉水町 加島屋久右衛門
▲三八、〇〇〇	▲一〇〇、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇	六ヶ年	大川町 加島屋作兵衛
▲二六、〇〇〇	▲四〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	六ヶ年	内平野町二丁目 米屋平太郎
▲八、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇	七ヶ年	和泉町 鴻池屋新十郎
▲一一、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	四ヶ年	今橋二丁目 鴻池屋善五郎
▲三〇、〇〇〇	▲六〇、〇〇〇	一、七五五、〇〇〇	六ヶ年	吉野屋町 辰巳屋孫吉
▲八、〇〇〇		三五〇、〇〇〇	八ヶ年	立賣堀西丁目 近江屋休兵衛
▲二六、〇〇〇	▲五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	七ヶ年	安土町二丁目 炭屋安兵衛
▲二〇、〇〇〇	▲五〇、〇〇〇	三、二五〇、〇〇〇	五ヶ年	今橋一丁目 平野屋五兵衛
▲二一、〇〇〇	▲五〇、〇〇〇	▲一〇、〇〇〇兩	三ヶ年	高麗橋一丁目 三井八郎右衛門
▲一一、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	四二〇、〇〇〇貫匁	四ヶ年	過書町 天王寺屋忠次郎
▲一一、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	六ヶ年	玉水町 島屋市兵衛
▲二〇、〇〇〇	▲四〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	三ヶ年	平野町二丁目 米屋喜兵衛
▲二〇、〇〇〇	▲六〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	本年納	堺木町 千艸屋宗十郎
▲一一、〇〇〇	▲一五、〇〇〇	▲一、〇〇〇兩	本年納	長堀西左衛門町 住友甚兵衛
▲八、〇〇〇		二六〇、〇〇〇貫匁	三ヶ年	豊後町 泉屋甚次郎
▲二〇、〇〇〇	▲四〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	五ヶ年	北久太郎町三丁目 近江屋半左衛門
▲二〇、〇〇〇	▲三五、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	五ヶ年	今橋二丁目 鴻池屋庄兵衛
▲二〇、〇〇〇	▲三五、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	五ヶ年	平野町二丁目 炭屋彦五郎
▲一一、〇〇〇	▲二〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五ヶ年	内平野町二丁目 米屋長兵衛
計▲四四〇、〇〇〇	▲八五五、〇〇〇	二八、六九五、〇〇〇 ▲一一、〇〇〇兩		

▲は金を示す

（「大阪市史」第二巻　六三八・六三九頁）

ら原料・半製品を大阪に移入し、これに油、酒、木綿等の完製品として加工する産業都市として発展してきた。この加工品である酒、油そして木綿は江戸廻りの商品として大阪二十四組問屋の樽前廻船と菱垣回船とによって江戸の十組問屋へ移出された。大阪の移入と移出の好循環を担っているのが問屋と株仲間の資金力・集荷力そして信用力であり、大阪の「天下の台所」はこれら問屋・株仲間の金融力と輸送力とに支えられ、発展してきた。こうした大阪の産業都市と「天下の台所」は天保の改革での問屋・株仲間の解散されることで、その土台の解体を余儀なくされると、大阪の町役人・年寄は次のように苦しいその胸の内を吐露するのである。

今日西御役所に三郷火消年番町と年寄被召出、兩御奉行様御立合と上、於御前左と通被仰渡ゟ、

被仰渡御請證文と事

三郷火消年番町
年寄共

大坂表と義、金銀融通諸國取引〔第一〕と場所にゐ、諸色と義土地産物とすと無之、何ゑも其筋と問屋商人共と年來諸國に仕入先借金等差出、爲積廻、又ハ荷主船頭見込を以積送りゟ分も、何品ニ不寄、夫と手廣ニ受拂致しゟ義を、專ラ大坂と産業と致し、其利潤ニ寄、融通も宜繁昌ゟゑし、江戸始諸國入用と品注文引請積廻り、或ハ注文と有無ニ不拘積送り、其先とをも融通致し、實以取引多端と土地にゐ、海内咽喉と上大都會ニ無相違、既前と右品と壹情御熟慮と上、他國ゟハ御處置と品送りゟ廉とも有之、夫にゐ世上釣合宜趣と處、速と流弊ゟゑし、小數を以大利を謀ゟ族及増長、前とと委取崩シゟニ付、追と取引手狹ニ相成、土地と潤ひ薄く、其上天保と初ゟ米價高直打續、幷度と大火等有之、別ゐ去ル寅年御改革ニ付、〔市中〕取締方と義、追と御沙汰有之趣、心取違ひ、町人共畏縮と余、自他と融通合をも不顧、銘と取引と手を縮、一般ニ身構〔而已〕ゟゑし氣配ニ押ゑ、猶と不融通不繁昌ニ相成、身薄と者共取締方差支、無據身上相仕舞、無宿ニ相成ゟ者も有之、又ハ大借にゐ他と掛り人と躰ニ相成ゟ者ゑ有之、或ハ他國ゟ出稼と分と、旧里歸郷ゟゑしゟ者も有之、夫是にゐ近來と市中明地明家多く、際立衰微と形チ相顯ゟ義にゐ、右ハ大坂斗と差支ニハ無之、右躰諸國〔對用と〕場所柄ニ付、〔次第戍〕追ゐ所とに相響、終ニハ諸般不融通ニ相成ゟ一基ニ付、是迄土地引立方と義、追と御世話も有之、去ル亥年問屋組合等再興被仰付、諸商賣筋取締方と義付尚も御觸と趣も在之、猶又此度格別と御趣意を以、問屋仲間組合相立ゟ分、株と唱差免、先前と如く冥加金銀上納被仰付、其上一旦差止ニ相成ゟ芝居能舞臺茶屋等と類も、場所ニ應し、夫と御免相成ゟ義ニ付、右御趣意をも能と弁別致シ、丁人共危踏と念慮を去、一同安心渡世相營、諸取引向等無二念十分踏込、信儀を不失して手廣ニ致受拂、是迄と衰弊を補ひ、追と以前ニ相復、此度と御趣意貫キゟ樣、猶又厚

く可心掛候（享和元年）（一六一四）ゟ見よ、

一當表身前宜町人共義、前ゝゟ諸家へ出入致、夫ゝ任類、藏元又ハ領產ゝ品賣差配等引受、或ハ其家ゝを見込、年來手厚ニ金銀貸出、勝手向仕送りをも致ゟ付あハ、右勘定向萬端一和ゝ取引仕來、其方（便利）弁理ゝ筋ニあ、土地金銀融通第一ゝ慶ニ有之ゟ處、近來諸家勝手向改格等ゝ唱を以、其家ゝゟ對シ、敢あ不束ゟ無之處、從古來引受ゟ藏元賣支配、并是迄貸出ー置ゟ金銀勘定合等迄更ニ相斷、新タニ外丁人共へ申付ゟ義、間ゝ有之由ニあ、右躰無下ニ斷受ゟ町人共、彙あゝ手組相違ゟゑー、迷惑至極ゝ次第ニ付、同輩ゝ者ニゟへゝ急度及應對、品ニ寄可及出訴義ニもゟ得共、先柄ゝ義、無是非其儘打過ゟ哉ゝ取沙汰も有之、甚不義理ゝ仕向ニゟ處、夫是ゝ勘弁ニも不及ー、是迄ゝ者を踏付、新タニ藏元賣支配等引受ゟを、手柄ゝ樣ニ心得ゟ義（も）有之間敷事ニゟ、尤諸家ゝ家風ニも寄ゟ義ニあ、一般ニハ難申へ共、若哉右樣ゝ取斗有之ゟあハ、町人共難立行、自ラ取引ゝ手を縮ゟ仕義ニ至り、却あ諸家ゝ融通合ニ相響ゟ而已ならず、土地一躰ゝ景氣ニも拘、不容易事ニゟ條、諸家ゟ出入ゟゑー、用向等承りゟ者無之あハ、双方差支、手狹ゝ筋ニ相成ゟニ付、其義を差構ゟ義ニハ曾あ無之ゟへ共、町人共ハ相互ゝ義ニ付、是迄引受ゟ人ゝ成行ニ寄、（酬）酌勘弁可致ハ申迄も無之義ニゟ處、自然他ゝ者を奪ゟ樣成道理ニ相當ゟあハ、諺ニ言同士打とも可申、其次第を追あハ、銘ゝ難義ニも可陷義、且ハ一躰ゝ風儀ニも差障、以ゝ外ゝ事ニゟ、元來當表丁人共義ハ前ゝゟ多分ゝ御用金相勤、又ハ上金等ゟゑー、土地ゝ美目ニも相成居ゟ處、諸家仕向ゝ樣ニ寄、先前御用相勤ゟ者も手元相衰、追ゝ人數等相減ゟ樣相成ゟあハ、大坂ゝ瑕瑾ニあ、外聞實儀可致歎息義ニ有之ゟ、銘ゝ渡世を相勵ゟを勿論ニゟへ共、人ゝ難義を顧ゟを今日ゝ道ニも相叶、家業繁榮ゝ應報も可在之義ニ付、得ゝ可致弁別筈ニ有之ゟ、尤右心得方等ゝ義、天保度ニも品ゝ申聞置（第一編一六四頁を見よ）ゟ義ニゟ得共、其後年月相立、忘却ゝ者も有之哉、近比弊風再發ゟゑー由も粗相聞ゟニ付、尚又改あ申聞ゟ間其旨を存、土地不及衰弊樣、精ゝ厚可申合ゟ、

右ゝ通申渡ゟ間、夫ゝ組合町ゝ一統不洩樣能ゝ可申通ゟ、

右被仰渡ゝ趣奉畏ゟ、依之御請印形差上申處如件、

安政四巳年十二月廿二日

（「大阪市史」第四巻　二二二一―二二二四頁）

大阪の産業都市と「天下の台所」が兵庫津の江戸廻り商品の増加に伴ない、衰退に転じたのは天保の改革による問屋・株仲間の貸付、信用供与そして集荷力の喪失に原因している。大阪の再建は兵庫津からの江戸廻り商品を「都西大阪表へ差支ニ相成ゝ義」であると、次のように主張する。

大坂三郷火消年番

町ゝ年寄共

一近年再ゝ當地ニあ御在城ニ付、於町家數月度ゝ御供方御用宿相勤ゟ付あを、入費迷惑難澁ゝ次第、格別ゝ思召を以川浚冥加金御免除被成下ゟ處、兵庫表ゝ儀者近年宿驛臨時御用多ゟ得共、相納ゟ地子米御免除不相成、一慶御敕免筋願度趣を以、今度於兵庫津新規江戸積株奉願上ゟ段、一同奉傳承ゝ、元來大坂町人商人共を、從往古諸國御產物下手引請、尚又御府内其外國ゝゟ致積廻、數万軒安住渡世致シ、世上諸國ゝ臺所ゝ申唱、夫ゝ付あ者諸職并日稼働ゝ者共迄、幾万ゝ身過あ仕ゝ儀ニ御坐ゟ處、右体彼ゝ津ニあ株式出來ハハ、土地咽喉ゝ場所ニ付、忽當地廻着ゝ諸色相減、勿論當地ニあ出產ゝ品物迚者無之ゟ付、當地商人共一圓渡世を失ひ、其外上荷茶船馬下職日稼者勿論青物小商人ニ至迄、一体ゝ難澁相成、丁人共一同驚入、愁歎仕罷在ゟ、乍恐近年御用向入費相嵩ゟ者、彼地斗ニ無之、全國一体ゝ事ニあ、殊ニ當地ゝ儀者再ゝ御在城も有之、猶更ゝ儀是迄身元宜町商人共先年ゟ度ゝ御用金相勤ゟ家柄も、土地一体ゝ衰微仕ゟ樣ニあ者、夫ゝ家名あ無據爲及斷絶ゟ樣成行可申哉ゝ考察仕ゟあ、金銀融通第一ゝ土地柄自然ゝ不融通ニ相成、無左ゟああ、近頃米價を始野菜至迄不依何品騰昇仕、身ゝ厚薄ニ不抱（构）、一同難澁ゝ折柄ニ御坐ハ間、旁以彼地願御免除相成ゟあを、當地市中一同往ゝ困窮相迫、終ニ者永住ゝ御當地も、無據離散可仕外無之樣ニ成行ゟあハ、誠ニ歎ヶ敷一同苦心罷在ハ間、文化度御趣意被爲在ゟ通、諸荷物彼ゝ地ニあ引留間敷者勿論、都あ大坂表へ差支ニ相成ハ義仕間敷筈ゝ御趣法ゟ御据置被爲成下ハハ、市中一同重ゝ難有仕合存ハ、何卒各樣ゟ此段宜被仰上可被爲成下ゟ、乍憚市中一同爲惣代私共ゟ厚奉願上ゟ、以上、

慶應三卯年六月　　三郷火消年番

（「大阪市史」第四巻　二五九四―二五九五頁）

3　大阪の金融市場―信用制度と両替屋

大阪の信用制度は(1)十人両替、(2)本両替、(3)銭両替を中心に発達する。とりわけ、十人両替は今日の幹事銀行に当り、新設両替店の合否を決める役割を果すが、天王寺屋・平野・鴻池善・鴻池正・炭安・炭彦・近江屋・加島屋・米平・米長の十家のことである。

この十人両替は、同時に幕府、藩の公金（御用役）の出納に従事する。また、御用為替は三井組の主要業務である。

(2)の本両替は町に見られる一般両替店である。主要業務は㈠貸付手形の振出し、㈡為替取組等を業務とする。

これら両替屋の大手は資本金二十万両以上を擁するが、少数の五十店にすぎない。

(3)の銭両替は主に銭の交換を主要業務にする小規模な店である。

両替店は系列の親店と子店を形成し、密接な金融業務の貸しと借りの関係を成し、子の両替店から預金を預（あずか）り、また子の両替店からの手形振出を受ける。親両替屋は相互で手形の振出しと決算をする。

貸出しは大両替店の大名貸しを中心にして行なわれる。その担保は年貢米である。大名は大阪の蔵屋敷に正米を送り、堂島米取引所で入札にかける。また、この正米の外に納屋米と呼ばれる米は私に市場外で売られる。蔵屋敷の正米を扱う両替店は掛屋と呼ばれる。両替店は堂島米市場の入札による販売に対し、為替手形を振出し、一種の資金の貸付けをする。この貸付金の利子は年三朱を平均にし、最高五朱である。貸付金の回収は担保として年貢米を指定する。

大名貸しの他に両替店は商人に貸出し、月一分の利子を徴収する。また、商品を担保に貸付ける両替店は入換屋と云い、主に米、砂糖等を指定する。

両替屋は預金を受け入れ、代りに振出手形を出す。商人は預金の身返りとして借入金或いは手形を振出す。他方、両替屋は大阪支店との間で送金と小切手（振出手形）を振出す。

大阪の二十四組問屋は江戸廻送商品を江戸の十組問屋へ送るので貸し勘定となるが、前述したように滞金（とどこおりきん）として累積され、大阪の問屋経営を揺るがし、江戸廻り商品の縮少を余儀なくするのである。

他方、大阪の堂島米市場は大名の正米を入札で売買する。その売上金は江戸の大名への生活資金として使用されるが、米価の下落や飢饉、不作の時には大阪の蔵屋敷の掛屋＝米方両替屋から正米を担保にして多額の資金を貸り、貸勘定への記帳となる。大阪の両替屋は大名の貸付金をなす場合、御立入或は御金主と呼ばれる。大名は資金の借入れに際し、この両替屋に頼むが、之を御頼談と呼び、主に家老の任務となる。貸金がまとまると、その担保は廻米の売上代金、或いは廻米となる。この廻米売上代金の保証は蔵屋敷の掛屋、つまり両替店である。大阪の蔵屋敷の掛屋＝両替店は、大名の江戸屋敷へ為替で送るため、江戸為替手形を買入れて送る。その際、江戸の両替屋は大阪からの江戸為替手形を受けるや、資金を用意して大名屋敷へ行くが、一時預りをする場合、此の資金を他に貸付けて利益を得るのである。両替店の利益は他に金と銀との両替に対し、手数料として一両に付一分の利益を得る。さらに、両替店の大きな利益は、無利子で預金者から預っている預金を大名への貸付に利用して利子を得る点である。特に、大名への貸付回数と金額が大きくなると、両替店は大名から扶持を受ける。鴻池は一万石の扶持を受け、この扶持米を米市場で売却して利益を得ていたのである。

次の図表-16は大名への貸金＝御用金証書の流れである。

何屋　誰　殿

（七）諸藩借入金證書案

覺

銀千貳百貫目

内

銀貳百貳拾五貫目　子九月納
銀貳百貳拾五貫目　同十月納
銀貳百貳拾五貫目　同十一月納
銀貳百貳拾五貫目　同十二月納
銀百貫目　丑三月納
銀百貫目　同四月納
銀百貫目　同五月納

右者此度厚御趣意に付、四朱の御手當を以御用途被仰付、御請高月割を以上納有之、請取候、追而御下銀之節、此證札引替可申處如件、

元治元子年十一月

松平大隅守組與力
大須賀鎌次郎
松平駿河守組與力
丹羽欣次郎

鴻池屋善右衛門殿

（裏書）

表書之通相違無之もの也、

子十一月

大隅
駿河

○以上は御用金請取證にして、諸侯の借入金證書案にあらず

（「大阪市史」第五巻　五五七―五五八頁）

大阪の堂島米市場は享保一五年（一七三〇）に許可され、蔵屋敷の発行した株切手を株仲買の間の入札制で売却し、代金の支払の四日以内に正米を渡す。この蔵屋敷の米の入札制と正米の渡しの流通路は次の図表-16に示される。

図表-16　堂島米市場の正米取引流通路

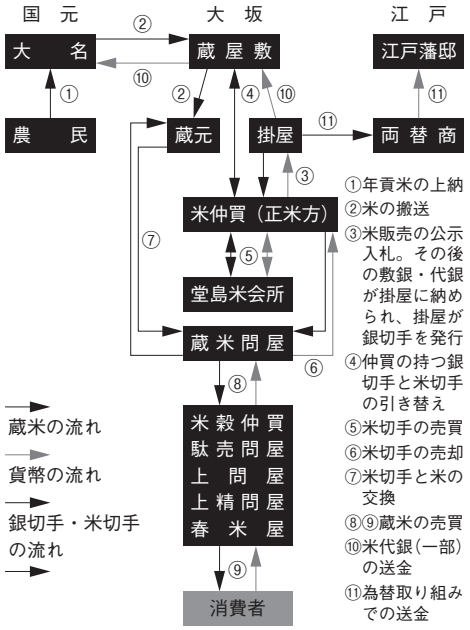

宮本又郎『近世日本の市場経済』より（一部改変）

（「ビジュアル・ワイド江戸時代館」97頁）